

# 倒産手続の I T 化に向けた最終取りまとめ

2022 年 5 月 12 日  
倒産手続の I T 化研究会  
座長 杉本 純子

## 目次

第1	はじめに	1
1	倒産手続のIT化の目的	1
2	本書の目的	2
第2	目指すべき倒産手続のIT化	4
1	倒産手続特有の事情と「5つのe」の必要性	4
2	e提出	5
(1)	インターネットを用いてする申立て等	5
(2)	添付書類の電子化・バックオフィス連携	5
(3)	署名等と本人確認	6
(4)	予納金等の納付手続	6
3	e事件管理	6
(1)	総論	6
(2)	e事件管理の具体的内容	7
4	e集会(含むe投票)	11
(1)	債権者集会	11
(2)	再生計画案・更生計画案に対する投票	12
5	e届出	13
6	e情報提供	14
7	倒産手続のIT化におけるシステム開発上の留意点	14
第3	債権者に対する情報提供及び債権者集会のあり方について	18
1	提言の概要	18
2	情報提供のあり方	18
(1)	情報提供の有する意義と要請	18
(2)	現在の情報提供の方法と課題	19
(3)	倒産手続のIT化後の情報提供の方法	20
(4)	倒産手続のIT化実現後のe情報提供のあり方	22
3	債権者集会開催の任意化及び債権調査の方法(提言)	23
(1)	債権者集会の意義、機能を踏まえた開催の必要性の見直し(債権者集会開催の任意化)	23
(2)	債権調査の期間方式	24
(3)	提言	26
第4	裁判所(国)において構築されるべき倒産手続に関するシステム	27
1	本検討の目的	27
2	e倒産手続システム構築・導入の前提として考慮した諸問題	27

(1) 法改正を視野に入れたシステム .....	27
(2) 本検討の前提とする事件の規模 .....	27
(3) 機能の範囲 .....	28
(4) 破産管財人から債権者に対する債権額等情報の提供機能 .....	29
(5) 本人確認の方法 .....	29
(6) 破産法等所定の届出必要事項の網羅 .....	31
(7) 濫用的なシステム利用 .....	31
(8) 集会招集型におけるオンライン議決権行使・異議申述と集会での同行使・申述 .....	32
3 e 倒産手続システムの概略 .....	33
(1) システムの概念図 .....	33
(2) 裁判所又は破産管財人から債権者に対する利用案内の送付 .....	34
(3) 「ログインページ」及び「マイページ」(※ 債権者が利用する) .....	34
(4) 「破産手続に関する通知」ページ .....	35
(5) 「破産管財人からのお知らせ」ページ .....	35
(6) 「債権届出用ページ」 .....	36
(7) 「配当用ページ」(※ 債権者が利用する) .....	39
(8) 破産管財人による債権管理、認否 .....	39
(9) 異議・債権査定手続 .....	41
(10) 議決権行使 .....	43
(11) 配当用データの作成 .....	44
第5 立法に向けての検討 .....	45
1 総論 - 立法に向けての要点 - .....	45
2 e 提出 .....	45
(1) e 提出の義務化 .....	45
3 e 事件管理 .....	46
(1) 事件記録の全件電子化 .....	46
(2) システム送達 .....	47
(3) システム通知 .....	47
(4) 事件記録の閲覧・謄写 .....	47
4 e 集会 .....	48
(1) 審尋・意見聴取等 .....	48
(2) 債権者集会 .....	48
5 e 届出・e 投票 .....	49
6 公告の方法 .....	50
第6 おわりに .....	51

(別紙1) 倒産手続のIT化研究会 委員等名簿 .....	52
(別紙2) e倒産手続システムと同様のシステムを構築し、運用した事案の紹介 .....	53
1 事案の概要.....	53
2 本事案におけるシステムの機能.....	53
(1) 総論 .....	53
(2) 各論 .....	54
3 本件システムの評価及び検討課題等 .....	58
(1) 本件システムの評価.....	58
(2) 今後の検討課題 .....	59
4 まとめ.....	60

## 第1 はじめに

### 1 倒産手続のIT化の目的

かつて司法制度改革審議会<sup>1</sup>は、国民が司法に期待するものは、「国民が利用者として容易に司法へアクセスすることができ、多様なニーズに応じて充実・迅速かつ実効的な司法救済を得られること」であると説いた。今般、日本はデジタル社会の実現により国民生活の利便性を向上させるべく各種の施策を推進しているところ、国民生活の利便性向上を実現するためには、行政・民間のデジタル化だけでなく、司法のデジタル化を進めることも必須である。なかでも、多数の利害関係人の権利義務関係を公平・平等かつ効率的に調整する要請が高く、一定の書式に従った多数の書類の提出が求められるという倒産手続は、その手続の特性からデジタル化に相応しい。

具体的には、倒産手続がデジタル化することには以下のようなメリットがあり、国民の期待に応える司法の制度的基盤の整備を図ることが可能となる。

- ①手続を利用したい申立人（債務者）は、より容易に手続の申請を行うことが可能となる。また、迅速かつ実効的な手続の利用が可能となり、手続の内容もより分かりやすいものとなる。
- ②手続を遂行する破産管財人等は、特に債権調査や配当計算においてより正確で迅速な事務処理が可能となる。これにより、事案に応じた対応を要する部分に注力する余力が生まれ、より実効的な手続遂行が可能となる。また、債権者への情報開示を効率的に行うことも可能となる。さらに、裁判所との間の情報共有も効率的になり、事件記録の保管と検索が容易になる。
- ③倒産手続を通じて権利実現を図りたい債権者は、より低コストで容易に債権届出を行うことが可能となり、債権調査や配当も円滑かつ正確に行われることになる。また、電子的な方法による記録の開示・通知や破産管財人等からの情報提供を受けること、またウェブ会議を利用した債権者集会の実施により、低コストでより充実した情報開示を受けることが可能となる。
- ④手続を主宰し破産管財人等を監督する裁判所は、膨大な案件処理にかかる事務処理負担の軽減を図ることができ、事案に応じた対応を要する部分に注力する余力が生まれる。また、事件記録がデジタル化されることで、裁判所内及び破産管財人等との間の情報共有が効率的にもなる。
- ⑤以上に加えて、倒産手続がデジタル化されることで、裁判所は多様なデータを取得することができるようになる。かかるデジタルデータを統計的に分析するなどして倒産手

---

<sup>1</sup> 「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」（2001年6月12日 司法制度改革審議会）。

続の運用改善に有用な情報を得ることも可能となる。また、将来的に必要な範囲で行政データと連携することも可能となる。さらに、デジタルデータを匿名データとして加工すれば、機械学習・ディープラーニングなど人工知能（AI）を活用した予測を行うことで、新たな司法関連サービスを創出することも可能となる。倒産手続のデジタル化により取得されるデジタルデータの利活用を通じて、国民生活の利便性を向上させるよりよい司法サービスが実現される。

以上のように、デジタル社会において国民の期待に応じた司法制度を実現するために、デジタル・ディバイドに対する適切な配慮をしつつ、倒産手続のデジタル化を早期に実現すべきである。なお、従来のアナログで行われていた手続や業務等をデジタルを用いて行うように変化していくのが「デジタル化」であり、上記の倒産手続のデジタル化もそのような意味で用いているが、これまで民事訴訟手続をはじめとする民事裁判手続のデジタル化に係る議論では、裁判手続に情報通信技術（IT）を導入・活用するという意味で「IT化」という用語が用いられてきた。したがって、以下では、これまでと同様に、「IT化」という用語を用いて検討を進めていく。

## 2 本書の目的

倒産手続のIT化研究会（以下、「当研究会」という。）は、2019年9月1日付けで「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」（以下、「中間取りまとめⅠ」という。）を、2021年10月15日付けで「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめⅡ」（以下、「中間取りまとめⅡ」という。）を公表してきた。中間取りまとめⅠでは、倒産手続のIT化を検討するに際しては「e提出」「e事件管理」「e集会（e投票）」「e届出」「e情報提供」という「5つのe」の観点が必要であることを示し、倒産手続のIT化の実現に向けた今後のプロセスとして、フェーズ1（現行法下における実務運用（プラクティス）としてのIT技術の活用）、フェーズ2（現行法下において裁判所外のシステム環境を整備することにより可能な運用）及びフェーズ3（民事訴訟手続のIT化実現後の法改正を伴う運用）の3段階に分けて検討を行った。また、中間取りまとめⅡでは、中間取りまとめⅠで挙げた「5つのe」うち、現行法下における実務運用で実現が可能と考えられる「e情報提供」及び「e届出」の具体化を検討した。

その後、民事訴訟手続のIT化については、2020年6月より法制審議会に「民事訴訟法（IT化関係）部会」が設置されて審議が開始し、2022年2月に法務大臣へ「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」（以下、「要綱案」という。）が答申され、同年3月に民事訴訟法の改正案が国会に提出された。また、倒産手続については、2021年4月に「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」（以下、「各種手続IT化研

究会」という。)が発足し、同年12月には「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会報告書」が公表された。そして2022年4月に法制審議会に「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」が設置され、法改正に向けた議論が開始している。

本書は、このような状況の変化と議論の進展に伴い、今後成立が予定される民事訴訟法改正案にもとづく民事訴訟手続のIT化を前提に、上記倒産手続のIT化の目的を踏まえ、改めて、IT化された倒産手続がどのような姿であるべきかを示そうとするものである。

具体的には、第2において、倒産手続特有の事情を考慮すれば、倒産手続のIT化を検討するに際しては上記「5つのe」の観点が必要であることを改めて示し、「5つのe」それぞれについて目指すべきIT化の内容を論じる。第3では、債権者集会の重要な機能は債権者に対する情報提供であるところ、倒産手続における債権者に対する情報提供及び債権者集会のあり方について、「e集会」及び「e情報提供」との関係を整理して論じる。第4では、第2及び第3を踏まえ、倒産手続においては、民事訴訟手続のIT化に係るe事件管理システム（以下、「e事件管理システム」という。）に加えて、債権届出（e届出）を中心とする倒産手続に係る各種手続をオンラインで行うことを可能にし、かつ、一貫通貫した債権管理及び管財人や再生債務者等による債権者への情報提供（e情報提供）機能を有するシステム（以下総称して「e倒産手続システム」という。）が必要であり、かかるシステムを国（裁判所）が構築することを提案する。そして、第5で、第2ないし第4の検討を受け、倒産手続のIT化における立法上の問題について検討を行う。

## 第2 目指すべき倒産手続のIT化

### 1 倒産手続特有の事情と「5つのe」の必要性

中間取りまとめIにおいては、倒産手続のIT化を検討するに際して、「e提出」「e事件管理」「e集会(e投票)」「e届出」「e情報提供」という「5つのe」が有益な観点であると指摘した。この点、民事訴訟手続のIT化の議論において「e提出」「e事件管理」「e法廷」という「3つのe」という観点からの検討がされていたことを踏まえて、各種手続IT化研究会においては倒産手続のIT化についても「3つのe」を前提とした議論が進められ、特に当研究会が「e提出」と「e届出」に分けていたものが「e提出」としてまとめられ、「e事件管理」と「e情報提供」に分けていたものが「e事件管理」にまとめられ、それぞれ議論が行われた。しかし、このように「5つのe」を「3つのe」にまとめて理解し議論をしようとするのは、倒産手続のIT化特有の問題を見落とすことになりかねない。

すなわち、「e届出」についていえば、倒産債権者からの債権届出は、民事訴訟手続上の申立てとは異なり一つの事件に関して短期間で多数の届出を受け付ける必要があり、また、その債権届出は権利行使として行われるものであって、一つ一つの届出がその後の債権調査手続、債権確定手続、配当・弁済手続へ連携していく必要がある。このように、倒産手続における債権届出は、民事訴訟手続における特定当事者間での申立てや準備書面・書証等の授受とは全く性質が異なるのであるから、特に「e届出」として採り上げ、そのIT化の在り方を検討すべきである。また、「e情報提供」については、倒産手続における債権者等への情報提供は、単なる記録の閲覧という意義を超えて、債権者等の権利行使の前提として必要な情報の提供という意義や、債権全額の回収ができない債権者に対しても情報提供が果たされること自体が利益となる側面もあり(いわゆる「情報の配当」<sup>2)</sup>、より積極的な情報提供の在り方が検討されなければならない。他方で、倒産手続は非公開の非訟手続であるものの、当該事件に利害関係を有する利害関係人が多数存在することや、一つの倒産事件の中にも特定の関係者が当事者となる各種の査定・決定手続(債権査定手続、役員責任査定手続、否認請求)があることを考慮すれば、民事訴訟手続における記録の閲覧・謄写の制度を単に準用することでは到底対応ができないと考えられる。

以上のように、倒産手続特有の事情を考慮すれば、「5つのe」という観点が必要になるのであり、以下では「5つのe」それぞれについて目指すべきIT化の内容を検討する。

---

<sup>2</sup> 永谷典雄ほか編『破産・民事再生の実務 第4版 破産編』金融財政事情研究会(2020年)500頁等。



## 2 e 提出

### (1) インターネットを用いてする申立て等

債務者や債権者等が裁判所に対して申立て等をする場合（債権者が行う債権届出を除く。）には、民事訴訟手続のIT化と同様の規律とすべきである。すなわち、裁判所に対してする申立ては、インターネットを用いてすることができるものとし、委任を受けた代理人が申立てを行う場合にはインターネットを用いてすることが義務づけられる（裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責に帰することができない事由によりインターネットを用いて申立て等ができない場合は書面での申立てができる。）。

さらに、破産管財人、更生管財人、監督委員、調査委員等の裁判所から選任された者が裁判所に申立書、報告書（財産目録、収支計算書等を含む。）及び許可申請書等を提出する場合も、委任を受けた代理人の場合と同様に、インターネットを用いて提出することを義務づけるべきである。この点、各種手続IT化研究会の報告書では、法律上の義務づけまでをすることについては慎重な検討が必要とされているが<sup>3</sup>、民事訴訟手続を含めた民事裁判手続のIT化の利点をより効果的に発揮するためには、例外のないオンライン提出の義務化を早期に実現すべきである上、破産管財人等は通常、民事訴訟で委任を受けた場合にはインターネットを用いることが義務づけられる弁護士から選任されることが多いのであるから、破産管財人等について義務化をしない理由はない。

インターネットを用いてする申立て等は、利便性を高めるという観点やデータの利活用をしやすいとするという観点から、単に従前書面で提出されていたものをPDFで送信・保存をするということでは全く不足であり、特に、自己破産手続の申立てや個人再生手続の申立てという定型性の高い申立てについては、裁判所に対する申立て等を、裁判所が管理するウェブサイト上のフォームに入力すること等により完結することを可能にすることを目指すべきである。

なお、債権者が行う債権届出については、前記1で述べたとおり、短期間に多数の届出がなされ、かつ、その後の債権調査・確定手続へ連携していくものであり、一般的な「e提出」とは異なる制度設計が必要であるため、後記の「e届出」として別途論ずる。

### (2) 添付書類の電子化・バックオフィス連携

インターネットを用いてする申立て等の際の添付書類等については、電子情報でのオンライン提出のみとし、書面での提出を認めないこととすべきである。

提出する電子情報は、ワードファイルやPDFといった文書形式となっているものに限定せず、債権者一覧表や財務データなどについては、エクセルファイルやデータベース形式

---

<sup>3</sup> 各種手続IT化研究会 「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会報告書」27頁。

のファイルの提出も可能とするべきである。それにより、倒産手続開始決定後に、債権者集会における破産管財人や再生債務者、再生手続における管財人、更生管財人（以下、「管財人等」という。）がこれらのデータを利用しやすくなるからである。

また、添付書類のうち、不動産登記事項証明書、法人代表者の資格証明書、住民票写し、戸籍謄本など公的機関が発行する書面については、関係法令を改正したうえで、バックオフィス連携による提出を可能とするようにシステムの設計開発をすべきである。

### （３）署名等と本人確認

要綱案においては、法令等の規定により署名等が求められている申立て等については、署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならないとされており、倒産手続におけるインターネットを用いた申立て等においても、原則としては同じ規律が適用されるべきである。ただし、現在の実務においても厳格な本人確認の手続が実施されているわけではないことを考慮すれば、申立ての内容によっては、手続の負担がある本人確認方法（例 電子署名）は、かえって当事者に負担を課して、権利行使の機会を実質的に奪い、又は、利便性を損なうおそれがあるので、より簡易な方法も検討すべき場合があると考えられる。

### （４）予納金等の納付手続

予納金や手数料等の電子的な納付については、民事訴訟手続のIT化では、要綱案において最高裁判所規則に定めるものをもって納めなければならないとしており、倒産手続においても同様の規律とすべきであるが、電子納付の具体的な方法については、インターネットバンキング又はATMを利用したペイジーによる納付など幅広く対応をすることが望まれる。さらに、代理人がいる場合には、代理人名義のクレジットカードによる納付を可能とすることも考えられる。

## 3 e事件管理

### （１）総論

倒産事件の事件記録の保管については、要綱案の規律と同様に、書面等による申立等がされた場合も含めて電子化して、ファイルに記録する方法で行うべきである。もっとも、倒産手続は、原則非公開の手続であり事件記録の閲覧・謄写請求をできる者が限定されていること、債権者一覧表等に個人情報に掲載されていること、営業秘密等が記載されている可能性があること、一つの事件の中に各種の査定・決定手続（債権査定手続、役員責任査定手続、否認請求）があり閲覧・謄写の対象となる範囲が区々となり得ることなどに留意して、事件管理システム（セキュリティを含む。）の設計構築がなされるべきである。

なお、各種手続 I T 化研究会の報告書では、「事件の特性等を踏まえ、電子化の趣旨が必ずしも妥当しない類型の事件については電子化をしないとの考え方につき、引き続き検討を要する<sup>4</sup>」とし、手続が積み重ねられることなく、申立人以外の第三者が記録の閲覧等を要するニーズが大きくない事案では、書面による申立て等があるときに例外的に紙媒体のまま事件記録とすることも考えられるとの意見も出されたとあるが、当研究会は、当該意見に反対であり、全ての事件記録の電子化を図るべきと考える。その理由としては、倒産手続では自らの権利行使の一環として手続に参加する債権者が多数存在し、かかる権利行使の前提として記録の閲覧・謄写等の機会が特段の事由がない限り広く認められ利便性が高まることが I T 化の重要な目的であることや、倒産事件に関する事件記録は統計処理がされることにより経済政策・個人破産者に対する福祉政策の立案や倒産手続の適正化・合理化に資するところ、事件記録の全面的な電子化により統計処理を迅速かつきめ細かくすることが可能になるのであり、一部であっても電子化されない事件記録が存在することは、かかる倒産手続の I T 化のメリットを大幅に毀損することなどが挙げられる。

## (2) e 事件管理の具体的内容

### ア 裁判所による決定等及びその送達・通知

#### i 裁判所による決定

倒産手続における裁判所による決定や許可・承認については、要綱案における判決の規律と同様に、電磁的記録により作成されるべきである。なお、裁判所の決定等を各種の公的機関に提出して登記手続等を行う場合には、書面によらずに電磁的記録の提供によって手続を行うことができるように、関係法令を改正して、システム的设计開発をすべきである。

#### ii システム送達

倒産手続においても、民事訴訟手続と同様、裁判所による決定等の送達についてシステム送達の規律が定められるべきである。また、電子申立て等の義務化対象者並びに管財人等の裁判所から選任された者については、システム送達の届出及びメールアドレス（通知アドレス）の届出を義務づけるべきである。

#### iii システム通知

倒産手続においては、債権者に対して通知を行う場合が少なくなく、債権者多数事件においては、通知（郵送）だけで莫大な費用を要する。そこで、債権者に対する迅速かつ安価な通知を可能とすべく、システム送達と同様の通知方法、すなわち通知すべき電磁的記録に記録されている事項を、e 事件管理システムにアップロードし、通知を受けるべき者が閲覧等

---

<sup>4</sup> 各種手続 I T 化研究会・前掲注(3)28 頁。

をすることができる状態に置いた上で、通知を受けるべき者のメールアドレス（通知アドレス）に宛てて、その旨を通知する方法によることを制度化すべきである。

ただし、倒産事件における債権者への通知は、民事訴訟手続とは異なる次の4つの特徴を有しており、e事件管理システムを利用する方法だけでは不十分である。1点目は、通知を行う主体が裁判所ではなく、管財人等が行う場合もあることである。e事件管理システムを利用して、債権者に通知をする権限（法律上の権限及びシステム権限）は裁判所（書記官）に与えられるものと思われ、管財人等にかかる権限を与えることは困難ではないかと思われる。2点目は、倒産事件における債権者への通知は、多数の者に対して一斉に行わなければならない点である。このような通知を行うためには、システムが一斉送信機能を有する必要があるが、e事件管理システムが、かかる機能を有するかが明らかでない。3点目は、倒産事件における債権者への通知事項は、必ずしも事件記録に含まれない点である。たとえば、配当額の通知（破産法201条7項）や異議通知（破産規則43条4項）は、現在、破産事件の記録として裁判所の記録に綴られておらず、IT化がされた後も、e事件管理システムにアップロードしたうえで、債権者に通知するという方法では対応できない。4点目は、上記で挙げた配当額の通知や異議通知のように、管財人等が管理する債権者及び債権額の情報に基づき、債権者ごとに異なる内容の通知を作成すべき場合がある点である（後記5「e届出」参照）。このように、債権管理の情報と連動して通知内容を作成することは、e事件管理システムでは不可能である。

そこで、このような通知を可能とするe倒産手続システム（システムの具体的な内容は、後記第4参照）の整備が必要であり、倒産手続における通知については、e事件管理システムに加え、e倒産手続システムを利用した通知を「システム通知」として制度化すべきである。

システム通知についても、電子申立て等の義務化対象者並びに管財人等の裁判所から選任された者に、システム通知の届出及びメールアドレス（通知アドレス）の届出を義務づけるべきである。

なお、現行法上、催告及び通知は「相当と認める方法によることができる」ところ（破産規則12条、民事再生規則11条、会社更生規則10条、民事訴訟規則4条1項）、システム通知を制度化した場合にも、催告及び通知については、「相当と認める方法」によることは引き続き許容されるべきである。

## イ 公告

倒産手続においてする公告については、官報に掲載する方法に代えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法とすべきである。現在の公告を官報に掲載する方法は、官報掲載までに約2週間程度の期間を要しているため、公告を裁判所のウェブサイトに掲載する方法によることができれば、倒産手続の迅速化に資することは明らかである。また、現状は、公告のための官報掲載費用を債務者等の申立人が負担しているところ、債務者等の申立人は、倒産

事件の種類ごとに定められた収入印紙で費用を納めていることを考えると、それらと別に官報掲載費用を債務者等の申立人に負担させることには疑問がある。

なお、個人破産事件の公告について、その必要性や方法等については議論があり、倒産手続における公告の意義や個人情報・プライバシー情報の保護、個人の経済的再生の観点も含めて検討されるべきであるが、公告を電子化することについての必要性とは別の問題であり、公告を裁判所のウェブサイトに掲載する方法にすることを前提としたうえで、個人破産事件の公告の在り方が議論されるべきである。

また、後記の「e 集会」において検討をしている債権者集会について、その期日や目的事項についても官報に掲載する方法ではなく、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によることで、より柔軟な債権者集会の開催が可能となり、倒産手続の合理的かつ迅速な運用が可能になる。

## ウ 破産配当

前記アで述べた通り、破産管財人が行う破産配当の通知については、e 倒産手続システムを利用したシステム通知の方法により行われることを可能とすべきである。

簡易配当や最後配当（通知型）の場合に配当通知と同時に裁判所に提出される除斥期間等の起算日届出書についても、「e 提出」と同様に、電子的方法により行われるべきであり、具体的には、e 事件管理システムに除斥期間等の起算日届出情報を保存する方法が考えられる。なお、除斥期間の満了日や配当表に対する異議期間満了日についても、債務者や債権者が、インターネットを用いて e 事件管理システムにアクセスし、容易かつ随時に確認できるようにすべきである。

## エ 事件記録の閲覧・謄写

倒産手続の事件記録の閲覧・謄写については、民事訴訟手続と異なり非公開の手続であることに鑑み、各種手続 I T 化研究会の報告書にあるとおり、利害関係人と、破産者・債務者・破産管財人等を分けて、裁判所外からインターネットを用いてする閲覧・謄写（ダウンロード）を可能とする制度を整備すべきである。

また、倒産手続の申立ての際の債権者一覧表に記載された債権者や債権届出をした債権者も、当該倒産事件に関しては、利害関係人であることは明らかであるが、債権者が閲覧・謄写できる事件記録の範囲については、後記 ii のとおり検討が必要である。

倒産手続の事件記録の閲覧・謄写の I T 化に関して留意すべき事項は以下のとおりである。

### i 利害関係人であることの確認

倒産手続では、事件記録の閲覧・謄写をすることができるのは利害関係人に限られる。そのため、裁判所外からインターネットを利用して閲覧・謄写をするためには、利害関係人で

あることの確認が必要となる。この点、利害関係人であることの確認の要件を厳重にしすぎると、現在の実務運用よりも事件記録の閲覧・謄写が困難となり、IT化による利便性の向上という目的に反することになる。また、倒産手続は、一般的な民事訴訟手続と比較して債権者等の利害関係人が多数であり、かつ、倒産手続の開始直後等に閲覧・謄写の求めが集中するおそれがあるので、インターネットを通じて多数のアクセスが集中した場合への対応に備える必要がある。したがって、倒産手続における事件記録の閲覧・謄写は、e事件管理システムにおける閲覧・謄写の方法とは異なる配慮が必要である。

### ii 利害関係人の利害関係の性質に応じた閲覧・謄写の範囲

倒産手続においては、一つの倒産事件の中に各種の査定・決定手続（債権査定手続、役員責任査定手続、否認請求）が存在しており、これらの査定・決定手続は特定の利害関係人間での争訟であることから、当該倒産事件全体には利害関係を有していても、これら査定・決定手続の直接の当事者でない者に閲覧・謄写を許容すべきかについては検討が必要である。仮に、査定・決定手続に直接の利害関係を有さない者は、当該査定・決定手続に関する事件記録の閲覧・謄写を許さないとした場合には、利害関係人の利害関係の性質に応じた閲覧・謄写の範囲で分けて事件記録を管理できるように、e事件管理システムを設計構築する必要がある。

### iii 閲覧・謄写の制限

各種手続IT化研究会の報告書において、閲覧・謄写のIT化においても、現行法の閲覧等の制限の規律（例 破産法11条4項、同法12条）を維持することが前提とされており<sup>5</sup>、この点につき賛成である。要綱案では、被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度が提案されているところ、民事訴訟手続に限らず、倒産手続においても、同様に被害者の氏名等を秘匿すべき場合があるので、同様の制度を設けるべきである。ただし、破産管財人等の裁判所から選任された者が秘匿事項を閲覧・謄写しようとする場合は、被害者への加害の恐れはなく、他方で、倒産手続の適切な処理のためには氏名等を知るべき場合があるので、秘匿事項の閲覧・謄写の制限の対象外とすべきである。

また、一般的には、電磁的記録によって保存された情報の閲覧・謄写がされた場合には、その情報の伝播性はより高まることになると考えられる。そして、倒産手続の事件記録の閲覧・謄写の対象となる情報の中には、債務者や債権者の個人情報や、再生債務者や更生会社といった事業継続中の債務者の営業秘密等も含まれる場合がある。また、消費者被害の倒産事件の場合には、債権者である消費者に二次被害を生じさせるおそれもある。このため、これらの情報が目的外利用されないようにする適切な保護の措置が必要である。

---

<sup>5</sup> 各種手続IT化研究会・前掲注(3)33頁。

なお、破産管財人等が、「e 情報提供」として、財産状況報告集会（破産法 158 条、民事再生法 126 条、会社更生法 85 条）における報告事項、債権認否一覧表その他の情報を、個人情報等を非開示とするなど開示に適する内容としたうえで、e 倒産手続システムにアップロードして、随時の情報提供を行うようになれば、債権者が事件記録を閲覧・謄写を行う必要性は低下することも考えられることから、「e 情報提供」の在り方と併せて検討をする必要がある。

#### オ 裁判所による各種証明書の発行

裁判所による破産管財人の選任証明書や許可証明書等の各種証明書の発行についても、決定と同様の電子的方法により行うことを可能にすべきである。そして、各種証明書の発行の申請、裁判所による各種証明書の電磁的記録の作成と保存、各種証明書を発行したことの申請人への通知、申請人による e 事件管理システムからのダウンロード、という手順をとることが考えられる。なお、裁判所が作成する各種証明書の電磁的記録は、他の公的機関に対して電子的方法で提出をして、登記手続等のために使用できるように、関係法令を改正し、システムの設計開発を行うべきである。

#### カ 事件進捗についての問い合わせへの対応

倒産手続の事件進捗についての問い合わせへの対応については、事件記録の閲覧・謄写の手続によらずとも、破産者・債務者や債権者等（利害関係人）が、e 事件管理システムにアクセスして、オンラインでスケジュールや進捗情報を随時確認できるようにすることが、利便性を高めることになる。なお、これらの情報提供は、破産管財人等が「e 情報提供」の一環として行うことが考えられるので、「e 情報提供」の在り方と併せて検討されるべきである。

### 4 e 集会（含む e 投票）

#### （1）債権者集会

要綱案では、ウェブ会議により口頭弁論を行うことを可能とすることが提案されているが、公開の手続である民事訴訟手続の口頭弁論期日と異なり、倒産手続における債権者集会は非公開の手続であり、かつ、債権者集会には多数の債権者が参加することになるため、債権者集会の I T 化に関しては、民事訴訟手続の口頭弁論期日とは異なる検討が必要である。

現在の破産法、民事再生法、会社更生法では、債権者集会の開催は任意とされている一方で、実務の運用においては、特に破産手続においては債権者集会の開催が原則とされている例が多い。債権者集会を開催する目的としては、債権者への情報提供の意義があることが指摘されている。この点、倒産手続の I T 化においては、I T 技術の進展に伴い、ウェブ会議システム等を利用することで、関係者が現実に同一の場所で会合することなく、リアルタイ

ムに報告や意見陳述、質疑応答を行うことが可能となっており、このようなウェブ会議に参加することが可能になれば、債権者にとっての利便性は高まると考えられる。他方で、「e 情報提供」によって、債権者等の利害関係人への情報提供が充実すれば、情報提供の機会としての債権者集会の意義も満たされることとなる。そして、「e 情報提供」が十分に充実した際には、実務上の運用としても債権者集会の開催の必要性が減少していくことも予想される。

また、破産手続では、債権者集会の開催と併せて、債権調査期日を開催する運用も多く見られることから、債権者集会の在り方については、倒産手続のIT化において債権調査手続をどのような方法で行うのかの検討が必要であり、「e 届出」がどのようなシステムとして整備されるのかにも関係する。

以上の点については、後記第3「債権者に対する情報提供及び債権者集会のあり方について」において詳しく検討する。

## **(2) 再生計画案・更生計画案に対する投票**

再生計画案や更生計画案への投票については、現行法では債権者集会期日での議決権行使と、書面等による投票の方法が定められているが、IT技術を活用した「e 投票」を実現すべきである。具体的には、e 倒産手続システムの機能として、債権者はインターネットを通じて投票することができるものとし、ウェブ会議により債権者集会が開催される場合には、リアルタイムでのオンライン投票も可能にすべきである。ただし、リアルタイムでの投票を実施するためには、システム障害が生じた場合に、権利行使の機会の確保をどのように図るのかについて検討をしておく必要がある。

なお、債権者に対して、再生計画案や更生計画案そのものや、債権者が投票に際して検討するために必要な資料を配付する方法としても、e 倒産手続システムを通じて行うことができるようにすべきである。

「e 集会」、特に「e 投票」の実現にあたっては、IT技術の利用が困難な債権者の権利行使の機会の確保が課題となる。その対応策として、管財人等は、裁判所の許可を得て、裁判所のシステムを利用せずに、e 投票の業務を受託できるものとし、管財人等が、「e 投票」のシステムの運用の中で、債権者の投票行為を適切にサポートすることが考えられる。

なお、現行法の書面等投票の制度は、債権者集会における議決権行使と異なり、債権者集会期日の続行による再投票の余地がないものであるが、「e 投票」については、その実施コストが低くなることから、仮に否決された場合であっても、一定の要件を充足した場合には再投票（再度のe 投票）ができる制度とすることを検討すべきである。



## 5 e 届出

倒産手続における債権届出の手続は、民事訴訟手続にはない制度であり、民事訴訟手続のIT化における「e 提出」とは別に、債権届出特有の問題を踏まえて、「e 届出」として、どのように債権届出手続のIT化をすべきかについて議論すべきである。

現在、裁判所は、多数の債権者に対して原則的に郵送で通知を行い、債権者から提出される多数の債権届出を書面で受け付け、書類の不備の補正及び書類の整理を行うなど事務負担が大きい。また、債権者としても、債権届出を書面で行わなければならないため、必要事項の記載及び郵送手続などの手続上の負担、並びに郵送費用の経済上の負担がある。

そこで、裁判所の事務負担及び債権者の手続上の負担を軽減すべく、債権者がオンラインで簡易に債権届出をできる機能を有する e 倒産手続システムを構築することにより、裁判所あるいは管財人等が当該システムで債権届出の受け付けを適切かつ簡易に行えるようにすべきである。なお、各種手続IT化研究会の報告書では、債権届出を「e 提出」のひとつとして扱っているところ、前記1で述べたとおり債権届出は民事訴訟手続にはない特殊性を有している。このため、「e 提出」とは別に「e 届出」として論ずるべきであるが、少なくとも、前記2(1)で述べた申立等についてインターネットを用いることが義務づけられる者は、債権届出についてもインターネットを用いることが義務づけられるべきである。

債権届出は、その後の債権調査手続、配当(弁済)手続へと連なる手続であるから、届出がなされた一連の債権情報について、管財人等が、e 倒産手続システムにおいて、変更、取下げ、認否、異議、査定、確定、別除権の処理、中間配当、寄託、最後配当などの各種のデータ処理をして、必要な債権管理を行えるようにすべきである。

また、債権届出から配当に至るまでの間、管財人等は債権者に対し、複数回にわたって各種の通知(たとえば、破産規則43条4項に基づく異議等の通知、破産法197条1項に基づく最後配当の通知、同法201条7項に基づく配当額の通知)を行う必要があるが、これらの通知を迅速かつ費用をかけずに行うために、前記3(2)アで述べたとおり、上記の債権管理と連動する、e 倒産手続システムを利用したシステム通知ができるようにすべきである。さらに、システム通知と書面による通知の混在をできるかぎり回避するために、債権届出事項(破産法111条1項5号、破産規則32条3項)に通知アドレスとしてのメールアドレスを加え、債権届出書の書式にメールアドレスの記載欄を設けて、書面によって債権届出を行う債権者に対しても、システム送達届出及びシステム通知の届出を促す取り扱いを検討すべきである。

e 倒産手続システムの具体的内容については、後記第4「裁判所(国)において構築されるべき倒産手続に関するシステム」において詳しく論ずる。

なお、「e 届出」においても、「e 提出」で論じたように書面等に代わる本人確認の手続を厳格にすべきでない(本人確認に関しては後記第4の2(5)参照)。また、「e 提出」で論

じたバックオフィス連携や「e 事件管理」で論じた情報の秘匿の制度を、同じように「e 届出」において整備することは検討に値する。

## 6 e 情報提供

倒産手続においては、民事訴訟手続と異なり、債権者に対して債務者等の情報提供が求められる。現在、債権者が倒産手続に関する情報を得るための法律上の制度としては、債権者集会における管財人等の説明や事件記録の閲覧・謄写が主なものであるが、事件記録の閲覧・謄写とは別に、債権者がより容易に情報を得ることができるよう、管財人等が、財産状況報告集会における報告事項、債権認否一覧表、よくある問い合わせ（FAQ）、その他の情報を e 倒産手続システムにアップロードして、随時の情報提供を行うことが考えられる。現在でも、これらの管財人等が開設したウェブサイトを利用した情報提供は、比較的大型の破産事件等において実際に行われている。随時の情報提供を行うことで、債権者は事件記録を閲覧・謄写する必要がなくなり、裁判所の事務手続も軽減されることとなる。また、将来的には、管財人等が任意に債権者説明会を行った場合に、説明会に参加できなかった債権者のために、ウェブサイトやクラウド上にて、説明会の録画を事後配信することも考えられる。

もともと、これらのウェブサイト等を利用した情報提供は、小規模の破産事件等においては費用負担が困難であるために実施ができない場合もある。そこで、e 倒産手続システムの中に、管財人等が情報提供等のために利用できる機能を整備する方法が考えられる。

なお、情報提供にあたって、個人情報等への配慮も必要になる点については、前記 3（2）エ iii で述べたとおりである。

以上の点については、第 3「債権者に対する情報提供及び債権者集会のあり方について」において、詳しく検討する。

## 7 倒産手続の IT 化におけるシステム開発上の留意点

現在、民事訴訟手続の IT 化について具体的な立法が進められようとしており、e 事件管理システムの設計開発が、今後本格化するものと思われる。e 事件管理システムとして、どのようなシステムが構築されるかは、倒産手続の IT 化に対しても当然に影響を与えることから、倒産手続の IT 化の観点から、システム開発上の留意点を指摘することとする。

なお、以下では、e 事件管理システムに加えて e 倒産手続システム（その具体的内容については、後記第 4 参照）が開発されることとなった場合の留意点も、併せて指摘する。

①裁判手続の IT 化の進め方としては、法制度の規律の定立と現実に運用されるシステムの構築のいずれか一方が先に完成して、他方をそれに従わせるという性格のものではなく、法制度の議論とシステムの設計開発をいわば車の両輪として同時並行して行われるべ

きである。したがって、倒産手続の I T 化について具体的に議論をするに際しては、e 事件管理システムの設計開発の方針や進捗、課題等について、随時情報開示がなされるべきである。

②民事裁判手続の I T 化の議論は、民事訴訟手続の I T 化が先行し、その後、倒産手続を含む各種の民事（非訟）手続の I T 化の検討がなされているが、倒産手続に関して言えば、破産法、民事再生法及び会社更生法は、いずれも民事訴訟法を一般的に準用していることから（破産法 13 条、民事再生法 18 条、会社更生法 13 条）、民事訴訟手続の I T 化が先に実現すれば、当該 I T 化は準用規定を通じて倒産手続に対して適用されることとなる。また、倒産手続の中の各種の査定・決定手続（債権査定手続、役員責任査定手続、否認請求）は、不服申立て等を経て民事訴訟手続に接続しているのであり、I T 化されていない倒産手続と I T 化された民事訴訟手続が併存することは、かえって手続の円滑な進行を阻害するおそれがある。このように、民事訴訟手続の I T 化と倒産手続の I T 化は、時間を置かずに実現させなければならず、そのことは e 事件管理システムの開発と e 倒産手続システムの開発の関係でも同じである。したがって、倒産手続の I T 化の立法のための議論と並行して、e 倒産手続システムの設計開発についても検討されるべきである。

③倒産手続の I T 化は、I T 化を通じて倒産手続のより円滑、迅速で合理的な運用を可能にするためのものであるが、I T 化の結果、倒産手続の実務運用を硬直化させたり、不必要に一律化させたりしてはならない。すなわち、倒産手続の実務においては、全国の地方裁判所は、それぞれ当該地域の弁護士会等との協議結果等も踏まえて、法律や規則の範囲内で、各地の実情に応じた運用をしており、全国の地方裁判所が全て同じ運用をしているわけではない。例えば、破産手続においては、予納金の金額、同時廃止となる基準、自由財産拡張の範囲、債権者集会の開催の有無、債権調査の方法などの点で、地方裁判所ごとに異なる運用がある。このような地方裁判所ごとに異なる運用は、各地においてその必要性等の理由があつてなされているものであり、倒産手続の I T 化によって、一律に同じ運用を強制することは、かえって倒産手続の適切で合理的な運用を阻害することになりかねない。

したがって、e 事件管理システム及び e 倒産手続システムの設計開発にあたっては、このような各地方裁判所での倒産手続の運用の違いを反映することができなければならない。

④倒産手続の運用はその時々々の社会経済情勢や経済政策等の影響を受けやすく、社会経済情勢等の変化に応じてその運用を柔軟に変更する必要があるため、これまでの倒産処理手続の運用は柔軟に見直しがなされてきた。また、倒産手続は、社会経済環境の変化や事業再生・事業廃止に関する社会的な要請の変化によって、新たな倒産手続が立法化されたり、または、既存の倒産法の大規模な改正がなされたりすることがあり得る。このように倒産手続は法制度の大きな変更が他の民事裁判手続と比較しても生じやすいと考えられ、かかる

新たな手続の創設や既存の倒産手続の大規模な改正の必要が生じたときに、システムの変更が困難であることを理由に、適切な立法や法改正ができないという事態は避けなければならない。

したがって、e 事件管理システム及び e 倒産手続システムが構築された結果、このような社会経済情勢等の変更に伴う法制度の変更ができない又は困難になることは、かえって倒産手続の適切で合理的な運用を阻害することになるので、可能な限り、上記両システムの設計開発に際しては、将来におけるシステム変更への対応がしやすいものとすべきである。

⑤倒産手続の I T 化は、倒産手続の利用者の利便性を高めるだけではなく、事件記録の電子化等を通じて統計処理の迅速化や精緻化が可能になる。そして、このようにして得られる各種の統計資料は、それを分析することにより、倒産手続の法制度をより適正化し合理化するために有益であるだけでなく、企業倒産や個人破産を防止するための経済的な施策の立案や、倒産した企業の従業員や個人破産者への福祉的な施策のための立案にも役立つものといえることができ、倒産手続の I T 化は、単なる利便性を超えた「データの利活用」を促進する効果を有するものである。したがって、e 事件管理システム及び e 倒産手続システムの構築にあたっては、倒産事件全体について各種の統計処理及びデータ分析が可能となるようなデータベースの実装が必須である。

⑥e 事件管理システムと比較して、e 倒産手続システムに要求される能力としては、多数のアクセスの集中に対する耐性が求められる。すなわち、e 事件管理システムでは、一つの事件の記録については主に裁判所と原告・被告の当事者からのアクセスに限られるが、倒産手続においては、債権者が非常に多数となることが珍しくなく、特に倒産手続の申立又は開始決定の直後や、債権届出時には、e 倒産手続のシステムへのアクセスが集中することが予想される。そのような場合であっても、システムダウンをなるべく生じないようにシステムを設計するとともに、アクセスが集中して障害が生じた場合の対策についても検討がなされるべきである。

⑦倒産手続の I T 化が実現した場合にも、倒産手続にアクセスする機会が全国民に実質的に確保される必要があり、特に、I T 機器やその利用のための知識等が十分でない当事者（以下、「I T アクセス困難者」という。）であっても、債権届出を含めて、倒産手続の利用に支障がない I T 化を目指すべきである。特に、債権届出などについて、たとえば、スマートフォンからのアクセスを可能にしたり、ウェブサイト上からの直接入力を可能にしたりするなど、利用しやすいインターフェースを整備することが必要である。また、I T 化による利便性向上やデータの利活用の拡大という効果を最大限得るためには、I T アクセス困難者には書面を用いた手続を認めるという例外を許容する方向性ではなく、I T アクセス

困難者が I T 機器を利用することをサポートする体制（いわゆる「本人サポート」）を充実させるという方向性で検討をする必要がある（後記第 5 「立法に向けての検討」参照）。

### 第3 債権者に対する情報提供及び債権者集会のあり方について

#### 1 提言の概要

現在立法化が進められている民事訴訟手続IT化の目的である「適正かつ迅速な裁判の効率的・効率的実現を図り、民事裁判手続を国民にとって一層利用しやすいものとする」ことは、倒産手続においても同様にあてはまるものである。

このことを債権者に対する情報提供という側面から見ると、現在、事件記録の閲覧・謄写という方法、管財人等による説明の方法があるが、これらの方法では情報提供の手段としては不十分であるとの誹りを免れない。倒産手続のIT化によりe情報提供が実現すれば、新たな情報提供の方法として、①e倒産手続システム（具体的なシステムの内容については後記第4参照）を利用した管財人等による随時の情報提供、②ウェブ会議システムを利用したe集会における管財人等の説明による情報提供、③上記①及び②の方法の併用が考えられる。以下では、これらのe情報提供の方法について検討し、その適否も含めて提言することとしたい。

#### 2 情報提供のあり方

##### (1) 情報提供の有する意義と要請

我が国の倒産手続は、管財人等による業務遂行について、裁判所や裁判所が選任した監督委員が、中立、公正な立場から後見的、監督的な役割を果たす形態が主に予定されており、裁判所及び管財人等と債権者（等の利害関係人）の間には、手続の過程や事業の遂行、財産の換価に関する各種の情報の質、量について大きな格差が存する。情報提供は、自らの権利の変更を受ける当事者である債権者（等の利害関係人）に対して適時、適切に情報を共有することで、情報の質、量の格差を可及的に是正し、もって透明かつ公正な倒産手続を実現することに資するものである。これにより倒産手続の利用者からの信頼を獲得することができるとともに、債権者（等の利害関係人）に対する手続保障、すなわち、事業の再生や債務者の更生、権利の変更の内容やその公正性、衡平性に対する判断の材料を提供し、各種の選択、さらに納得の機会確保の要請を充たすことができるのである。

事業の再生を目的とする再建型倒産手続（民事再生手続、会社更生手続）と、財産の公正な換価による配当を目的とする清算型倒産手続（破産手続）とでは、債権者の関心の対象や程度の差があるものの、上述のような情報提供の有する価値は、倒産手続を通じて共通であると考えられる。

このような意義を有する情報提供を十全化、実質化することは、その有する意義を高めることを意味し、その充実が要請される（特に、私的整理手続における情報提供は、法的倒産手続に比して充実していると一般的にいわれており、これとの比較で法的倒産手続におけ

る情報提供は不十分であるとの指摘は従前からみられるところである。)。そして、各種の財産の換価や事業の再生に向けた手続が時間の経過とともに、しかも迅速に積み重ねられていく倒産手続の特性上、情報提供は、「即時」かつ「容易」で「充分」なものでなければ十分な意味を果たさないとと思われる。

他方、情報提供の十全化、実質化は、裁判所及び管財人等の手続負担を少なからず増大させるものであり、倒産手続の迅速性、柔軟性を減殺する面があることも指摘されている。これらの要請は、法文上明示されていないものの、規範としては異論のないところと解される。また、管財人等が有する情報には、営業秘密にわたる内容や守秘義務を負う内容も含まれており、全てを開示することが相当でないことも明らかである。

そのため、債権者（等の利害関係人）への情報提供は、その対象や内容を適切に選別した上で、倒産手続の迅速性、柔軟性を損なわないよう、その手段と運用を選択、実践していく必要がある。この点、倒産手続のIT化は、これらの要請を両立させる手段を提供し得るものと考えられる。

## （２）現在の情報提供の方法と課題

倒産手続における債権者（等の利害関係人）に対する情報提供の方法として、現行法は各種の制度、手続を用意しているが、第2において述べたとおり、現在、裁判所における事件記録の閲覧・謄写や、債権者集会における管財人等の説明が主なものであるため、これらの実情と課題についてまず検討する。

### ア 事件記録の閲覧・謄写による情報提供

事件記録の閲覧・謄写は、債権者（等の利害関係人）が、倒産手続の過程、財産換価の状況、事業の遂行状況、事業や債務者の経済生活の再生に向けた手続の進捗状況、債権調査や配当に関する内容等について直接取得することができるものであり、債権者（等の利害関係人）の手続保障を実質的に担保する重要な手段である。

そして、事件記録の閲覧・謄写は、債権者（等の利害関係人）が任意のタイミングで、支障部分の閲覧等の制限がなされている部分を除く全ての事件記録に関する情報を取得することができる点にメリットがある。

しかしながら、事件記録の「閲覧」の場合には、債権者（等の利害関係人）がわざわざ裁判所に赴いて、裁判所に保管されている事件記録を直接閲覧しなければならず、「謄写」の場合には、裁判所に謄写申請書を郵送し、これを受けた裁判所（ないし裁判所から委託を受けた謄写業者）が謄写したうえで、謄写した事件記録を謄写申請者に郵送することから、債権者（等の利害関係人）の手元に謄写された事件記録が届くまでに数週間を要することとなる。加えて、移動や謄写申請のための費用の負担も無視できず、「容易性」を阻害する要因となっているといえよう。

上述のとおり、情報提供は、「即時」かつ「容易」で「充分」なものでなければ十分な意味を果たさないとと思われるところ、事件記録の閲覧・謄写による情報提供は、「即時性」と「容易性」を充たすものではないため、現実の機能としては不十分であると言わざるを得ない（提供された情報が「充分」なものであるかどうかはここでは検討の対象とはしないが、閲覧・謄写が十分活用されていないために、結果として情報提供の「充分性」も充たされていないという評価はあり得よう。）。

#### イ 債権者集会における管財人等の説明による情報提供

債権者集会は、裁判所や管財人等、債権者（等の利害関係人）が一堂に会するため、情報提供の方法としては最も一般的なものと考えられる。また、債権者（等の利害関係人）も、債権者集会に出席することで、管財人等から広範な情報の提供を受けることができ、またその場で質問を行ったり、各種の権利を行使したりするなどして、管財人等とコミュニケーションを図ることができ、これらを同時に実現することができる点に債権者集会を行うメリットがあるといえよう。

しかしながら、現在の対面方式での債権者集会の場合には、当然のことながら実際に（リアルで）出席した債権者にしか情報は提供されない。また、提供される情報も、既に管財人等が報告書等の形式で裁判所に提出している内容にとどまることが多い。

対面方式での債権者集会では、出席した債権者が、直接、裁判所及び管財人等に対して質問をすることができることから「即時性」はあるものの（ただし、リアルで出席しなければ情報を得られないという面では「即時性」はないともいえる。）、リアルで出席しなければならないため「容易性」を充たしているとはいえない。また、提供される情報が裁判所に提出されている報告書等の内容を超えるものでなければ、債権者集会への出席だけで情報提供が「充分」であるともいえない。

これらのことから、現在は、多くの事件において、情報の提供を受けるとの側面から債権者集会に出席する債権者が必ずしも多いとはいえない状況である。換言すれば、これが現在の対面方式での債権者集会の限界であり、課題であるといえる。

#### (3) 倒産手続のIT化後の情報提供の方法

上述のとおり、現在の「事件記録の閲覧・謄写による情報提供」や、「債権者集会における管財人等の説明による情報提供」では不十分であると言わざるを得ない。

一方、倒産手続のIT化に伴いe情報提供が実現すると、情報提供の方法として、①e倒産手続システムを利用した管財人等による随時の情報提供、②ウェブ会議システムを利用したe集会における管財人等の説明による情報提供、③上記①及び②の方法の併用が考えられる。



## ア e倒産手続システムを利用した管財人等による随時の情報提供 ①

債権者がより容易に情報を得ることができるよう、e倒産手続システムを利用し、管財人等が、財産状況報告集会における報告事項、債権認否一覧表その他の事件に関する情報をアップロードして、随時の情報提供を行うことが考えられる。随時の情報提供を行うことで、債権者（等の利害関係人）は事件記録を閲覧・謄写する必要がなくなり、裁判所の事務手続も軽減されることとなる（情報提供の「即時性」と「容易性」が増すこととなり、結果として情報提供の「充分性」の要請も向上する。）。なお、情報提供にあたっては、営業秘密や守秘義務への配慮が必要となることに加え、個人情報等への配慮も必要になる点については、前記第2の3（2）エiiiで述べたとおりである。

さらに、管財人等が、従来であれば債権者に個別に郵送していた手続の案内（従業員説明会の案内や未払賃金立替払制度についての案内等が考えられる。）や債権者集会において配布していたメモもアップロードできるようにすることで、情報提供がより充実化するとともに、これまで債権者集会が担ってきた情報提供機能、さらには債権者（等の利害関係人）と管財人等とのコミュニケーションも充実するうえ、管財人等が債権者に個別に郵送する手間が省かれることから管財人等の業務負担の軽減にも資することが期待できる。また、これらの情報は、裁判所が管理する事件記録とは別の情報（管財人等が自らの責任で管理する方法）とすることで、管財人等が任意に更新、削除等を行うことが可能となり、管財人等にとっても簡易かつ柔軟な利用が可能なものとするができる。このように、管財人等が債権者にとって必要と考える情報を選別して、適時に債権者に情報提供することは、e事件管理システムを利用した、事件記録の閲覧・謄写（ダウンロード）のみでは困難であると考えられるので、e事件管理システムとは別に、e倒産手続システムとして構築することが望ましい（システムの詳細は第4で述べる。）。

なお、ここでは、e倒産手続システムを裁判所（国）が構築することを前提としているが、事件の規模や債権者数によっては、当該事件にカスタマイズされたシステムを構築する方が望ましい場合もあると考えられるので、これまでどおり、管財人等が自らウェブサイトを開設し、そこで随時の情報提供を行うことが妨げられるものではない。

このような情報提供の手段は、現在の事件記録の閲覧・謄写が抱える課題を可及的に解消し得るとともに、e事件管理において提供される事件に関する情報からもさらに一歩進んだ情報の提供が可能となることから、倒産手続のIT化実現後は、最も重要かつ一般的な情報提供の手段と位置付けられよう。

ただし、その運用にあたっては、管財人等の負担が増大することや手続の迅速性、柔軟性を損なうことがないよう、事件の種類や規模、債権者の関心等に応じて、アップロードする情報の範囲の適切な選択や類型化、マニュアル化（特に、大多数を占める小規模な破産事件における迅速かつ柔軟な事件の進行を阻害しないような制度上、運用上の工夫）が必要である。

## イ ウェブ会議システムを利用した e 集会における管財人等の説明による情報提供 (②)

ウェブ会議システムを利用することで、債権者が裁判所に赴かずとも、直接、管財人等に質問をすることができるため、「即時性」と「容易性」をともに充たすものと思われる。また、ウェブ会議システムを利用した債権者集会を録画し、事後配信することでより多くの債権者が情報の提供を受けることができる。このため、ウェブ会議システムを利用した債権者集会における管財人等の説明による情報提供は非常に有益であると思われる。

もっとも、債権者への情報提供が充実すれば、情報提供の機会としての債権者集会の意義は相対的に低下することになる。

## ウ ①及び②の方法の併用 (③)

①e 倒産手続システムを利用した管財人等による随時の情報提供、及び②ウェブ会議システムを利用した e 集会における管財人等の説明による情報提供は、併用することも可能である。むしろ、より充実した情報提供という観点からすれば、併用が望ましい場合もあると考えられる。

すなわち、ウェブ会議システムを利用した e 集会を実施した場合には、債権者集会に参加できなかった債権者のために、債権者集会の録画を事後配信することでより充実した情報提供を行うことができる。

## (4) 倒産手続の IT 化実現後の e 情報提供のあり方

e 情報提供のあり方として、上述した方法のいずれを採用するかについては裁判所及び管財人等の選択に委ねるべきであるが、e 倒産手続システムを利用した管財人等による随時の情報提供は、最低限行うべきである。すなわち、すべての事件においてウェブ会議システムを利用した e 集会を実施する必要はないと思われるものの、情報提供の充実という観点からは、裁判所 (国) によって e 倒産手続システムが構築されることを前提として、これを利用した管財人等による随時の情報提供が行われる実務運用とすべきである。

もっとも、前記 (3) に記載したとおり、管財人等の負担が増大することや手続の迅速性、柔軟性を損なうことがないよう、随時の提供を行う情報の範囲については、慎重な検討が必要であり、たとえば破産手続であれば、最低限、財産状況報告書 (破産法 157 条) の情報提供を行い、それ以外の情報提供については、事案に応じて、破産管財人の裁量により、随時の情報提供を行うものとするのが考えられる (これによって、これまで管財人等が行ってきた債権者への個別対応が低減することから、かえって管財人等の業務負担は軽減されるものと思われる。)

以上のような e 情報提供の整備によって、債権者に対する情報提供や手続参加がより実質化、充実化し、債権者の裁判を受ける権利のより実質的な実現・保障が図られ、ひいては、国際社会を含めた日本の倒産手続に対する信頼の確保に繋がるものと考えられる。

### 3 債権者集会開催の任意化及び債権調査の方法（提言）

#### （1）債権者集会の意義、機能を踏まえた開催の必要性の見直し（債権者集会開催の任意化）

2020年以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、民事再生手続や会社更生手続では決議のための債権者集会を行わず書面決議に付したり、ウェブ会議システムを利用して債権者説明会を実施したりする事例も多く、破産事件においても、債権者集会を開催しない、いわゆる「集会非招集型手続」での運用が広がっているが、これらは新型コロナウイルス感染症対策という面が強く、アフターコロナにおける債権者集会のあり方についての方向性は示されていない。

この点、特に破産事件においては、多数の事件の債権者集会を迅速かつ合理的に開催する必要があるところ、現在行われている対面方式の債権者集会を、ウェブ会議システムを利用した債権者集会に完全に置換することは、技術的に乗り越えるべき課題が多いと思われる。また、裁判所及び管財人等の準備に要する手間や労力を可及的に抑えることで、手続の迅速性、柔軟性を維持する必要があることは上述のとおりである。

そこで、改めて債権者集会の機能について考えてみると、その主要な機能は、債権者への情報提供にあると解されるところ、倒産手続のIT化実現後においては、債権者集会が有する情報提供機能は、上述のとおり、前記2（3）アに記載のシステムを利用した管財人等による随時の情報提供によって代替可能と考えられるし、債権者（等の利害関係人）と管財人等とのコミュニケーションや、管財人等への情報提供についても電子メールの活用によってある程度実現が期待できる。加えて、大多数を占める小規模な破産事件においては、債権者（等の利害関係人）が債権者集会に出席していないという現状に鑑み、これらのe情報提供による方法以上に、債権者集会での情報提供が、全ての事件で不可欠であるとまでは考えられないところである。

また、債権者数が多数に上る大型の倒産事件や、多くの債権者が海外を含めた遠方に所在する倒産事件においては、会場の確保の困難性や費用の問題、債権者集会への参加の機会の公平性の観点から、債権者へのe情報提供を前提に、債権者集会は非招集とすることで、手続を簡素化、衡平化することがむしろ適切な場合もあろう（大阪地方裁判所においては、従前から、大型の破産事件において、債権者集会を開催しないか、又は、最終の任務終了計算報告集会及び廃止意見聴取集会のみを招集する方法が採用されているとのことである。）。

なお、債権者集会が事実上有する機能であると指摘されている債務者に対する諭旨機能については、債権者集会に向けて債務者の内省が進み、債権者集会において債務者が任意に謝罪する場合には、その機能が発揮される面があることは否定できない。もっとも、債務者に債権者集会における謝罪を強制することはできず、諭旨機能はあくまで事実上のものであって、かかる機能を果たすために債権者集会の開催を必須と考える必要はないと考えられる。債権者集会を開催しない場合であっても、管財人等が債務者との面談等を通じて内省

を促し、場合によっては免責審尋を活用することで、倒産手続が有する債務者に対する諭旨機能は十分発揮できるものと考えられる。

他方で、e 情報提供が実現した後においても、一定の事件（例えば、管財人等と債権者との間に対立が生じており、債権者の協力と債務者の内省のために債権者集会の開催が必要と考えられるような場合や、債権者の多くが債権者集会の開催を希望している場合、債権者の属性から e 情報提供だけでは債権者に対する情報提供として不十分と考えられるような場合等）においては、なお債権者集会を開催すべき場合があるものと考えられる。

したがって、倒産手続の I T 化実現後においては、現在の運用のように、債権者集会の開催を原則形態とするのではなく、債権者集会の招集型と非招集型という選択肢について、事案に応じて任意に選択することができるようにすべきである。

そこで、現行破産法は、裁判所は、知っている破産債権者の数その他の事情を考慮して財産状況報告集会を招集することを相当でないと認めるときを除き、破産手続開始決定と同時に、財産状況報告集会の期日を定めなければならないと規定するところ（破産法 31 条 1 項 2 号、4 項）、債権者集会開催の任意化を実務上円滑に行えるよう、破産法 31 条 1 項 2 号、4 項を削除するなど、財産状況報告集会の招集に関する規定を改正することを提言する（なお、現行の民事再生法及び会社更生法では、破産法と異なり、財産状況報告集会の招集は原則とされておらず、実務上もほぼ開催されていない。）。

## （２）債権調査の期間方式

破産事件においては、これまでは債権者集会が原則として開催されていたことから、債権調査についても原則として期日方式で行われていたと思われる。そこで、債権者集会の開催を任意化した場合には、期日方式と期間方式が存する破産手続における債権調査のあり方についても検討の必要があることから、次に倒産手続の I T 化実現後における債権調査のあり方についても検討する（なお、民事再生手続及び会社更生手続においては、債権調査は期間方式のみとされている。）。

破産手続では、法律上は債権調査の方式は原則期間方式（破産法 116 条 1 項）、例外的に期日方式とされているものの（同法 116 条 2 項）、実務上は、期日方式が採用されている事案が圧倒的に多い。

債権調査の期間方式のメリットとしては、債権者が債権者集会に赴かなくても自ら債権調査に参加し、書面で異議を述べることができる点や、債権調査期間中に時間をかけて認否結果の確認や検討、管財人等への質問等を行うことができ、債権調査の充実化、実質化に資すること、管財人等も債権者集会に出頭する必要がなく、裁判所も会場手配や準備の労力、費用（大型事件では庁外の会議場を利用するケースあり）を節約できることが挙げられる。

これに対し、デメリットとしては、債権調査期間の変更の必要が生じた場合に手間がかかることや費用を要すること（個別送達（破産法 118 条 3 項）又は代替公告（破産法 10 条 3 項））、査定申立てが容易になることによる査定申立ての頻発（安易・濫用的な査定申立ての

増加)のおそれ、債権者からの債権調査期間における問い合わせ等への対応による破産管財人の負担や手間の増加等が挙げられる。

この点、大阪地方裁判所では、以前からいわゆる個別管財事件において、期間方式が採用されている例が相当数あり、近時は新型コロナウイルス感染症対策のため、大阪地方裁判所に加え、東京地方裁判所でも、債権調査の期間方式が採用されている事案が出てきている<sup>6</sup>。

これらの事案においても、債権調査を開始決定時には留保し（債権調査留保型）、ある程度換価が進んで配当が可能と見込まれる段階で行う（後ろ倒し認否）ことで、無用な債権調査や期間変更が発生する事態を可及的に回避する工夫が行われている。また、実際に債権者から問い合わせがある例はむしろ少なく、あったとしても若干数しかない場合がほとんどのものであって、期間方式を採用した結果、対応の手間が極端に増大するという事案は認められない。

さらに、これらの事案を担当した弁護士からは、期間方式の活用について肯定的な意見が寄せられている（①大型事件で会場確保が不要、②債権調査留保型を前提に、期日に縛られず柔軟な手続進行が可能、③債権者の地理的条件の差異（裁判所へのアクセスの難易）にかかわらず、平等な取扱いが可能、④出頭を要せず簡便である、⑤他の債権者の認否に関心がある債権者は少なく、出席債権者はほぼいないため、小型案件に広げてもよいのではないか、⑥ 事案に応じて柔軟に対応できる選択肢がある方が望ましいなど）。

これらの事例や実務の取扱いからすると、債権調査を期間方式で行うことによる大きな不都合はないという消極的意味だけでなく、債権調査期日に出頭することが地理的、日程的に困難な債権者であっても債権調査に参加しやすくなることや、債権調査が実質化するなどの積極的な意義が認められるといえる。

現行法下では、期間方式による債権調査をITツールを活用して行うことは想定されておらず、実務上の工夫として適宜電子メールを活用した債権届出書の提出や認否結果の通知等が行えるにとどまるが（中間取りまとめⅡ（12頁）参照）、債権届出から認否、債権者による認否結果の確認、査定申立ての手続、さらには配当手続まで、e事件管理システム及びe倒産手続システムを使って行うことができれば、上記の期間方式による債権調査の積極的意義はより高まり、実質的に機能していくことが予想されるとともに、債権者や管財人等、裁判所の負担も大幅に軽減されると予想される。なお、これらの手続が容易かつ円滑、迅速に行われなければ意味がないことから、裁判所のシステムは、管財人等や裁判所はもちろん、万人にとって使いやすく、わかりやすいものである必要があることはいままでもない。

さらに、債権調査期間の変更手続についても、第2で述べたとおり、公告を裁判所のウェブサイトに掲載する方法によることができるようにし、あるいは電子メール等のITツ

---

<sup>6</sup> 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所における債権調査を期間方式で行った事案に関して、網羅的に調査を行った結果について、2022年4月1日開催の東京大阪四会倒産部シンポジウム第1パネル（コロナ禍における債権者集会非招集型手続・債権調査期間方式の運用とポストコロナへの展望）の詳細資料をお持ちの方は別紙③、④参照。上記シンポジウムの内容については、追ってNBLにて公開される予定である。

ルによって簡易かつ迅速に通知を実施できるように法制度及びシステムを整備することで、上記のデメリットは解消可能と考えられる。

### (3) 提言

以上の検討を踏まえ、現在の原則として債権者集会を開催し、債権調査も期日方式で行っている運用自体を以下のとおり見直すことを提言する。

すなわち、債権者集会の開催については任意化し、債権者集会を行う場合にも、ウェブ会議システムを利用したe集会を活用することを選択できるものとする。

具体的には、第2において述べた、e事件管理、e情報提供、e集会の実現と、ITツールを利用できない利害関係人への対応とを両輪で整備したうえ、債権者集会は招集型と非招集型という選択肢から、事案に応じて適切に手続を選択することで、債権者に対する情報提供や債権者の手続保障の機会の十全化を図っていくこととする。債権調査についても、第2で述べたとおり、裁判所のシステム上で債権届出から調査、配当まで実施できるようにした上で、債権者集会非招集型の場合には期間方式を原則とし、債権者集会を行う場合にも、債権調査を期日型で行うだけでなく、債権調査期日を招集せず期間型で債権調査を行ったり、e集会を活用できる場合にはe集会で債権調査期日を開催したりするなどの選択肢から事案に応じて任意に手続を選択できるようにすることで、IT化とそのメリットをできるだけ享受できるような運用を行うこととする。

そして、どのような事案において債権者集会を開催するか、またその場合もe集会と対面方式での債権者集会のいずれを採用するか、債権調査を期間方式ではなく期日方式で行うべきかについての具体的な選別基準等は、現在行われている集会非招集型手続の事案の積み重ねや開発されるウェブ会議システムの内容等も踏まえて、検討が行われることが望ましい。

次に、大型の破産事件や民事再生事件及び会社更生事件においては、管財人等が、実務において活用されている管財人等の開催する債権者説明会における説明による情報提供を積極的に活用するとともに、裁判所が開催する債権者集会についても、事案に応じてウェブ会議システムを利用したe集会によることを柔軟に選択できるようにすることを提言する。

## 第4 裁判所（国）において構築されるべき倒産手続に関するシステム

### 1 本検討の目的

本検討の目的は、e倒産手続システム、すなわち債権届出（e届出）を中心とする倒産手続に係る各種手続をオンラインで行うことを可能にし、かつ一気通貫した債権管理及び管財人・再生債務者等による債権者への情報提供（e情報提供）機能を有するシステムを、裁判所（国）において構築するとした場合に、①当該システムにいかなる機能を備えるものとするか、②裁判所、管財人・再生債務者等や債権者が当該システムをどのような方法で利用するものとするか、について一案を提示することにある。

なお、倒産手続開始申立て、各手続開始決定、管財人・再生債務者等による許可申請及びこれに対する裁判所の許可（証明）、事件記録の閲覧・謄写等については、e事件管理システムを利用することを想定している。したがって、e倒産手続システムは、e事件管理システムと必要に応じ連携しながら利用されることを想定している。

また、本検討では、法的倒産手続のうち圧倒的に事件数が多い破産手続を中心に検討を行っているが、再生手続や更生手続での利用も念頭に置いて、議決権行使などの検討を加えている。

本書で提案するe倒産手続システムは、過大な費用を投ずることなく実現可能である。実際、債権者の利便性と管財業務の円滑な遂行の観点から、破産財団の費用負担で、e倒産手続システムに近い機能を有するシステムを構築した破産管財事件も現れている。この事案については、本書末尾の別紙2で紹介する。

### 2 e倒産手続システム構築・導入の前提として考慮した諸問題

#### （1）法改正を視野に入れたシステム

本検討にあたっては、現行の破産法、破産規則等について必要な法改正を行うことも視野に入れて、裁判所、破産管財人や債権者にとって利便性のあるシステムとして手続進行の円滑化に資する内容とすることに留意している。

#### （2）本検討の前提とする事件の規模

一口に法的倒産手続と言っても、事件規模によって、システムにどこまでの機能を求めるかは異なり得て、大規模事件となる程、多機能を必要とする可能性は高く、逆に一般的な規模の事件では、より限定的な機能で足りる可能性が高い。

したがって、本検討の前提としてどのような規模の事件を念頭に置くかが重要となる。

この点、国が倒産手続のIT化を推進するにあたっては、破産事件に占める割合の高くない所謂大規模事件を念頭におくべきではない。また、大規模事件となる程、汎用的なシステ

ムに依拠せず当該事件の特殊性に応じた独自のシステムを開発する必要性も高くなり、またそのための資金もあると考えられる。

したがって、本検討では、基本的に、裁判所が「一般的な規模の破産事件」の利用に供するためのシステム構築を中心に検討する。「大規模事件」では、事件ごとの特殊性に応じ、管財人等が独自のシステムを構築して、e 事件管理システム及び／又は e 倒産手続システムと API 連携したりすることなどの対応が考えられる。

### (3) 機能の範囲

e 倒産手続システムにいかなる範囲の機能を求めるかが問題となる。

この点、求める機能の範囲を広範に考えれば、以下のような機能が考えられる。

- ① 債権届出の受付（各種の届出事項変更届出、取下等を含む。）
- ② 破産管財人による届出債権管理
- ③ 認否作業の補助機能（破産管財人が登録した債権額と届出額の突合）
- ④ 届出債権者による異議申述
- ⑤ 認否一覧表作成
- ⑥ 配当用データ作成
- ⑦ 各種通知（認否結果通知、配当通知など）
- ⑧ 破産管財人による情報提供
- ⑨ 破産管財人による破産債権者への一斉通知機能及び破産債権者による管財人へのメッセージ送信機能<sup>7</sup>等
- ⑩ 議決権行使

なお、⑦の破産管財人から債権者に対する各種の通知（配当通知など）については、e 倒産手続システムで管理する債権者情報に基づき行うことが合理的であるため、e 倒産手続システムの機能に含めているが、e 倒産手続システムの債権者情報と連動する形で、e 事件管理システムによるシステム送達の機能を利用して行うことも考えられる。

また、債権査定手続及び異議訴訟手続については、e 倒産手続システムの機能に含まれていない。後者については訴訟であり、前者についても訴訟との類似性があるため、e 事件管理システム又は裁判所の非訟事件のシステムでの管理が合理的ではないかと思料する。もっとも、e 倒産手続システムでも、当事者となる債権者が手続の状況を確認できるようなことなどが考えられる。

---

<sup>7</sup> 例えば、破産債権者が、e 倒産手続システム内で、フォームに入力して送信することで、破産管財人にメッセージを送れるようにすること等が考えられる。



#### (4) 破産管財人から債権者に対する債権額等情報の提供機能

多数消費者が債権者となる破産事件で、破産管財人から債権者に対し、破産管財人の認識する債権額等の情報を提供する例がある（別紙2の事案参照）。そこで、システム構築にあたり、こうした「破産管財人から債権者に対する債権額等情報の提供機能」を織り込むかが問題となる。

この点、たとえば、多数消費者が債権者となる破産事件などでは、債権者が自らの債権の存在及び内容を覚知していないことも多く、破産管財人から債権額等の情報を提供しなければ、債権者が債権届出を行うことが現実的に困難で、また破産管財人にとっても、結局は多数問合せを招くだけで、破産手続が徒に遅延又は混乱する結果を招くおそれがある。他方で、破産手続開始直後の時点では、破産管財人が破産債権に関する情報を正確に把握できておらず、債権者に対して不正確な情報を提供すると、かえって混乱を来すことも考えられる。そこで、債権者に対する債権額等情報の提供を必要とする事例にも対応できるよう、そうした機能をオプションとして、破産管財人の判断で付加できるようにすべきである。具体的には、債権者ごとの債権届出用ページにおいて、破産管財人の調査によって破産管財人に認識された債権額が表示されるようにし、債権者は、当該金額と債権者の認識額に相違ない場合は当該金額での債権届出を行う旨を入力するという設計にすることが考えられる。

#### (5) 本人確認の方法

e 倒産手続システムにおいて、本人確認をどのように行うべきかは、システム全般に影響し得る重要な問題である。この点、本検討では、以下のような考え方をとっている。

##### ア 本人確認の意義

まず、ここでいう「本人確認」が、(i)「債務者が債権者と認識する者と届出債権者が一致している」という限りでの確認<sup>8</sup>で足りるか、それとも、(ii)これに加えて「届出債権者が名乗っている氏名・名称が当該届出債権者の本当の氏名・名称である」ことの確認<sup>9</sup>まで必要かが問題となる。

この点、本検討では、(i)の限りで確認すれば足りるものとしている。

これは、現在の破産管財実務においても(ii)の確認までは行っていないと考えられるからである（仮に(ii)の確認まで行うとすれば、自然人たる債権者にあつては例えば運転免許証等のIDの写し、法人たる債権者にあつては例えば印鑑証明書など、当該債権者の実在が確認できかつ当該債権者以外の者には容易に取得できない資料の提出を求めるべきであろうが、現在の破産管財実務においてそこまでの資料提出は求めている。）。

---

<sup>8</sup> ある債権者(A)が債務者に対して債権(債権A)をもっている場合、債務者が、債権Aの届出をしてきた届出債権者について、本当に債権者(A)本人か(別人BがAになりすまして債権届出をしてきていないか)を確認することを意味する。

<sup>9</sup> 当該債権者がAと名乗っている場合に、Aが当該届出債権者の本当の氏名・名称であるか(本名はCであるにもかかわらずAと名乗っていないか)まで確認することを意味する。

## イ 本人確認の方法

次に、前記アに記載の（i）の意味での本人確認をどのように行うかが問題となる。

この点、本検討では、「破産者の認識する住所等に宛てて、システム利用に必要な ID を通知し、当該 ID を用いてシステムが利用されるときは、当該利用者は当該破産債権者である」と認めることを前提としている。

これは、現在の破産管財実務において、①破産者の知る債権者住所に宛てて破産手続開始決定通知を送付して破産債権届出を促していることからすれば、上記の取扱いで問題はないと考えられることや、②破産者の認識する氏名・住所とオンライン届出による届出上の氏名・住所が異なるときは、同一性を確認するために破産管財人が別途調査をすれば足りると考えられることによる。

なお、本人確認をより確実にするためには、これに加えて、債権者に対し、「当該債権者でなければ容易に知り得ない情報」を求めることも考えられる（例えば、多数消費者が債権者となる破産事件で、破産会社において一定の個人情報データベースを有するときは、システム利用開始の条件として、生年月日や会員番号などの情報を入力することを求め、その入力がないか又は破産者の認識する情報と齟齬するときにはシステム利用を認めないといった考え方である。）。このような考え方をとれば、たしかに本人確認の精度はあがると考えられる。しかし、一般的な破産手続では、必ずしも破産者においてそのような債権者情報のデータベースを有しないことが多い。そこで、本検討では、あくまで一般的な破産手続で汎用的に利用可能なシステム構築を目的とすることから、本人確認にあたり、このような「当該債権者でなければ容易に知り得ない情報」を求めないものとした。

## ウ 本人確認にあたっての留意点

以上の方針を採るときは、以下の 2 点に十分に注意が必要である。

### i ID 通知先

破産者の認識する住所に宛ててシステム利用に必要な ID を通知するに際して、送付先に間違いのないよう慎重な確認作業が求められる。

### ii 印影照合に替わる措置

現在の破産管財実務においては、債権届出書に捺印をさせ、爾後の変更届出や破産配当の際に、印影を照合して、届出債権者との同一性を確認している。しかしながら、オンライン届出では、捺印済みの届出書 PDF をアップロードさせる形をとれば別段、そうでない限りこのような印影照合は行い得ない。そこで、届出債権者とその後に手続参加して終局的に配当を受けることになる者との同一性を如何に確認するかは、重要な問題となる。

この点、本検討では、破産債権者がシステムを初めて利用する際に、自らパスワードを設定する仕様とし、爾後のアクセス（届出事項変更等に限らず情報閲覧も含む。）に当該パスワードの入力を必要とすることで、届出後に他人が当該債権者になりすますことを予防できるようなものを想定している。さらに、破産債権者には、システムを初めて利用する際にメールアドレス（通知アドレス）を登録させることとし、届出事項変更届出など、システム上の情報が更新されようとするときには、登録したメールアドレス宛に、情報更新作業を行うために必要な乱数パスワードを送信し、変更届出などを完了した際には、登録したメールアドレス宛に、変更届出等の完了を知らせるメッセージが送信されるものを想定している。

## （６）破産法等所定の届出必要事項の網羅

当然ながら、e 倒産手続システムを利用した債権届出を適法なものとするためには、オンラインで入力する項目は、破産法、民事再生法、会社更生法にそれぞれ所定の届出必要事項を網羅しなければならない。例えば、破産手続の場合、別除権については、破産法 111 条 2 項により、①別除権の目的である財産、②予定不足額の届出が求められるから、最低限、当該事項の入力欄を設ける必要がある。本書では、紙幅の都合上、各種届出における全入力項目を列挙しない場合があるが、実際のシステム構築時には、破産法等所定の届出必要事項は全て入力を求めるという前提で考えている。

## （７）濫用的なシステム利用

現在の破産管財実務においては、債権者より申し出があれば、特段の疎明資料の提出を求めることなく、新たに知れたる債権者として、手続開始決定通知・債権届出書書式等を送付の上、手続参加を認めており、案件情報取得や手続の混乱等を目的とした債権者による濫用的な権利行使を防止する観点も必要と思われ、具体的には以下のような点があげられる。

### ア 情報提供

前述のとおり、倒産手続開始申立て、各手続開始決定、管財人・再生債務者等による許可申請及びこれに対する裁判所の許可（証明）、事件記録の閲覧・謄写等については、民事訴訟手続等の IT 化に伴い構築が予定される e 事件管理システムによることを想定しており、利害関係人が利害関係人であることを疎明し、e 事件管理システムにログインし、事件記録の閲覧等を行うようにすべきである。

他方で、本検討では、債権者に対する情報開示を充実させるため、破産管財人が e 倒産手続システム上で随時の情報開示をできるようにし、破産管財人には、事案に応じた適切な情報開示への努力が期待される。

もともと、新たに知れたる債権者が、e 倒産手続システムに容易にログインでき手続参加が可能であるとすると、情報取得等を目的とした者（実際には債権を有しないにも関わ

らず債権者であると主張する者)による濫用的利用を招くおそれがあることには、注意が必要である。

そこで、新たに知れたる債権者として e 倒産手続システムにログインするための ID 及びパスワードを発行するに当たっては、必要に応じ債権者であることの疎明をさせるなどの配慮が必要と考えられる。

## イ 異議手続

本検討における e 倒産手続システムにおいては、債権届出のみでなく、債権認否及び配当まで一気通貫に行えることを想定しており、債権調査において、届出債権者による他の届出債権に対する異議（議決権額についての異議も含む）申述についても、債権認否の一環として e 倒産手続システム上で行いうるものとすべきである。

しかしながら、e 倒産手続システム上での異議申述を認めた場合、債権者による理由のない異議申述を誘引する可能性があることに、注意が必要である。

この点につき、現行の破産規則においては、異議申述について理由を記載ないし申述しなければならないこととされているが、破産管財人が債権認否を行う場合のように「債権不存在」と簡単な理由を付して異議申述を行い得ることから、より濫用的な異議申述を防止するような法改正等が必要であると考えられる。

破産管財人が債権を「認める」認否をしている場合、破産債権者が当該債権を存在しているものと認識し、かつ全債権者の利益を代表する破産管財人も破産者からの引継ぎ資料等を基礎にその債権の存在を認識していることから、当該債権が存在する蓋然性が高い。そこで、他の破産債権者が異議申述をする場合、かかる特性を踏まえ、異議申述の対象となる債権の不存在等などの異議の理由について疎明資料等をもって疎明しなければ、異議申述が却下されるような法改正も考えられるものと思料する。

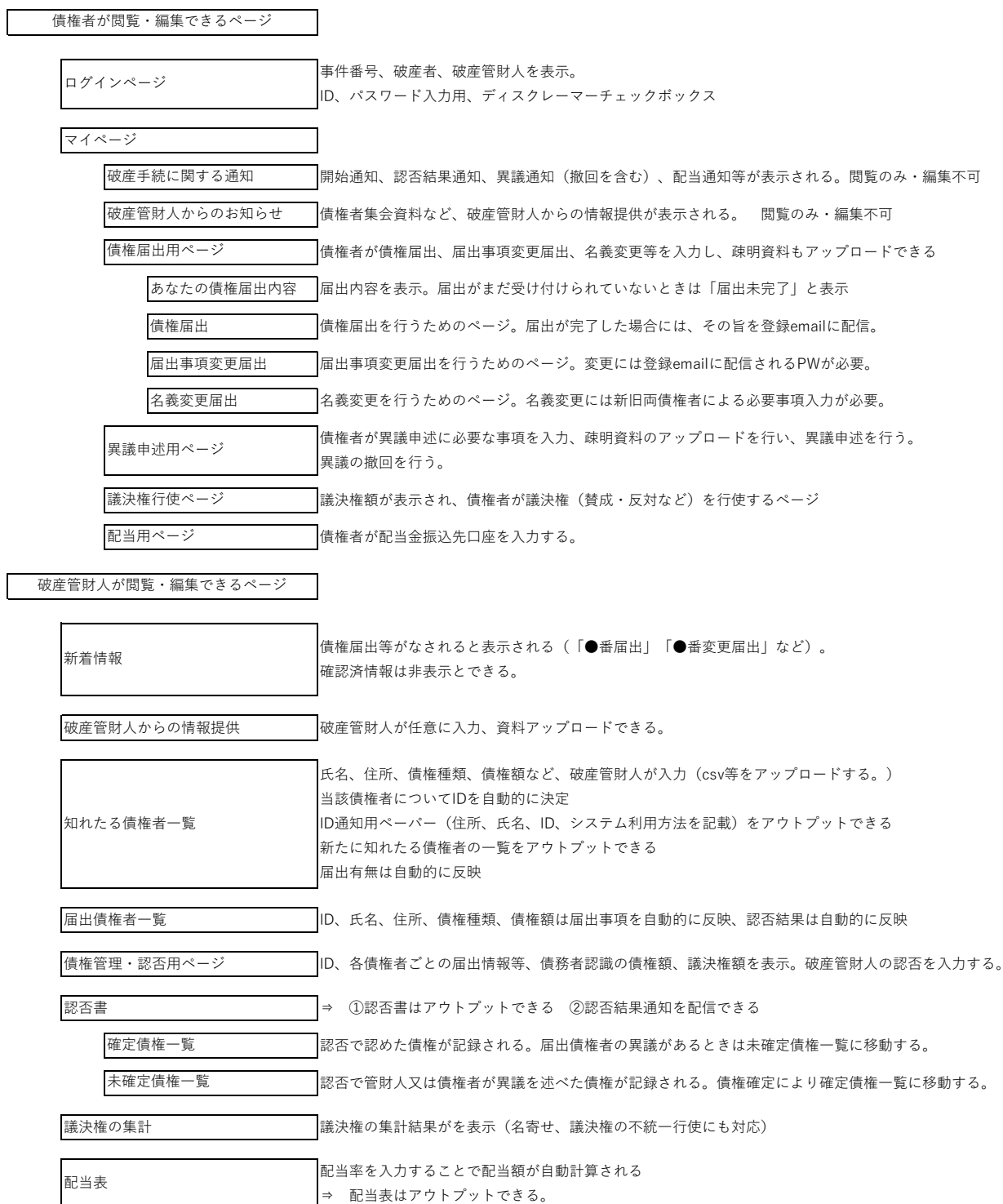
本検討における e 倒産手続システムにおいても、異議申述を行うにあたり、異議申述の理由を記載し、かつ疎明資料のアップロードがなければ、異議申述ができないような設計にして、濫用的な異議申述を防止するといった対応が考えられる。

### (8) 集会招集型におけるオンライン議決権行使・異議申述と集会での同行使・申述

集会招集型（債権調査期日又は決議集会）においては、オンラインによる議決権行使及び異議申述や集会における議決権行使及び異議申述を、いかに統合するかとの点も検討を要する。e 倒産手続システムの構築のうえでは、同システムによる議決権行使及び異議申述のみに統一することが合理的であるが、他方で、e 倒産手続システムへのアクセスが困難な者による権利行使の機会を保障する必要もあるので、かかる両側面を踏まえた検討を要すると考えられる。

### 3 e 倒産手続システムの概略

#### (1) システムの概念図



## (2) 裁判所又は破産管財人から債権者に対する利用案内の送付

### ア 破産管財人による「知れたる債権者一覧」への債権者情報のアップロード

- 申立書添付の債権者一覧表記載の債権者（氏名、住所、債権額など）情報を「知れたる債権者一覧」にアップロードする。  
(※) そのため、申立書添付の債権者一覧表のフォームを統一し、CSV 等でアップロードできるようにすることが必要である。
- アップロードされた債権者には、自動的に、乱数で、ID が割り当てられる。
- 各債権者に対する『システム利用案内』の書面（当該債権者の氏名、住所、ID とシステム利用案内を記載）がアウトプットできるものとする。
- なお、新たに知れたる債権者の情報についても、同様に、破産管財人が、「知れたる債権者一覧」に記録することで、ID が割り当てられ、『システム利用案内』を発行できるものとする。

### イ 債権者に対するシステム利用案内の送付

裁判所又は破産管財人は、債権者に対し、上記の『システム利用案内』を送付する。

## (3) 「ログインページ」及び「マイページ」(※ 債権者が利用する)

### ア 債権者によるログイン

債権者が『システム利用案内』に記載された ID を用いてシステムにログインする。

- ログインの仕方は以下のとおりとする。
  - ・ ID 入力が必要。
  - ・ ログインパスワード（初回利用時に債権者自ら決定）の入力が必要。(※) 本人確認のため、破産管財人等が選択できるオプション機能として、事案の規模等に応じて、ログイン時に、いわゆる二段階認証（例えば、パスワード入力（一段階目）に加え、ユーザー本人の携帯電話（所定のアプリをインストール済のもの）のアプリに表示される毎回異なるコードの入力（二段階目）も求められるというように、二段階の方法で本人確認を行う方法）を用いた確認を行えるようにすることも考えられる。
- 債権者は初回利用時に、氏名、住所、電話、FAX、メールアドレスを登録したうえで、免責事項（その内容は検討を要するが本書では割愛する。）の同意欄にチェックをしなければ、システム利用できないものとする。
- 債権者がパスワードを忘れた場合、債権者が登録したメールアドレスにパスワード変更に必要な乱数等を送る。パスワード変更ページにおいて当該乱数を入力することで、パスワードを不可逆的に変更できるものとする。

## イ 「マイページ」

債権者がログインすると、当該債権者の「マイページ」が表示される。マイページに表示される内容は以下のとおりとする。

- 「破産手続に関する通知」ページへのリンク（新着情報がある場合、「新着情報あり」と表示される。）
- 「破産管財人からのお知らせ」ページへのリンク（新着情報がある場合、「新着情報あり」と表示される。）
- 「債権届出用ページ」へのリンク
- 「異議申述用ページ」へのリンク
- 「議決権行使用ページ」へのリンク
- 「配当用ページ」へのリンク

### （４）「破産手続に関する通知」ページ

債権調査における異議通知や配当通知等、破産管財人から債権者に対する破産法に定める通知は、「破産手続に関する通知」にアップロードされるものとする。通知がアップロードされたときは、当該債権者の「マイページ」で、「新着情報あり」と表示されるものとする。さらに、上記の通知や、債権届出受領、届出事項変更届出受領などは、初回ログイン時に登録されたメールアドレスに、「破産管財人からの通知があります」「あなたの債権届出が受領されました」などのメッセージが自動的に配信されるものとする。これによって、債権者に対する通知をより実効性あるものとし、あわせて、第三者による ID 冒用の防止を図るものとする。

この通知は、前記第 2 の 3 （ 2 ） ア iii のシステム通知に位置づけられる。

### （５）「破産管財人からのお知らせ」ページ

債権者集会資料等、破産管財人からの全債権者への情報提供は、「破産管財人からのお知らせ」ページにアップロードされるものとする。

また、破産管財人は、債権届出、配当受領金融機関口座情報の入力等の期間・期限終了の一定期間前において、自動的に喚起アラートが通知される設定を行うことができる。

通知がアップロードされたときは、当該債権者の「マイページ」で、「新着情報あり」と表示されるものとする。前記（４）と同様、初回ログイン時に登録されたメールアドレスに、「破産管財人からのお知らせがあります」などのメッセージが自動的に配信されるものとするのが望ましい。

## (6) 「債権届出用ページ」

### ア 債権届出の仕方

- 債権者は、マイページから、「債権届出用ページ」に移動する。
- 以下の項目を債権者が入力する。
  - 住所
  - 通知場所
  - 氏名又は法人名・代表者名
  - 事務担当者名
  - 電話
  - FAX
  - 代理人名義で届け出る場合は代理人住所、代理人名、電話、FAX（委任状 PDF のアップロードが必要）
  - 届出破産債権の内容
  - 別除権の種類及び訴訟の有無
  - 執行力ある債務名義又は終局判決の有無
- 入力を完了すると、入力内容が表示され、「この内容で届け出る」旨のチェックボックスにチェックして、送信ボタンを押すことで、届出が完了する。届出日付は、自動的に記録される。
- 届出が完了すると、自動的に、当該債権者の「マイページ」の「破産手続に関する通知」に「あなたの債権届出を受領しました」とのメッセージがアップロードされ、同時に、当該債権者の登録したメールアドレスに「あなたの債権届出を受領しました。心当たりのない場合には破産管財人にご連絡ください」というメッセージが送信されるものとする。
- 債権者らのうち、入力の完了した順に、債権者番号が自動的に付与される。
- 債権者が法人の場合、代表者の資格証明書の原本の提出を求める運用をする裁判所が多い<sup>10</sup>（破産規則 12 条、民事訴訟規則 15 条、18 条）。しかし、提出を求めない運用の裁判所もあるようである<sup>11</sup>。前述のとおり、各地の実情にあわせた運用は尊重されるべきであるから、資格証明書の PDF のアップロードを求めるかどうかは、各地方裁判所の運用に委ねられる。また、バックオフィス連携により資格証明書の提出を不要とすることも検討に値する（ただし、バックオフィス連携によって書面提出を不

<sup>10</sup> 例えば、大阪地方裁判所は原本の提出を求めており、原本還付の要求にも応じる必要はないとの運用である（川畑正文ほか編『破産管財手続の運用と書式〔第3版〕』新日本法規（2019年）251頁）。

<sup>11</sup> 裁判所職員総合研修所監修『破産事件における書記官事務の研究—法人管財事件を中心として—』司法協会（2018年）82頁によれば、提出を求める裁判所が40庁、求めない裁判所が10庁とのことである。



要とする場合に、破産管財人がこれらの情報をどのように取得するかもあわせて検討すべきと思料する。)

- 疎明資料は、債権者が債権届出用ページに PDF でアップロードできるようにする。
- 債権届出書は、必要に応じて、裁判所所定の書式に印字されアウトプットできるようにする。

#### イ 届出内容の確認の仕方

- 債権者は、「債権届出用ページ」から、「あなたの債権届出内容」ページに移動して、現時点での自己の届出内容を閲覧できる（内容の変更は、後記ウに従って行う必要がある。）。

#### ウ 届出事項変更の仕方

- 債権者は、「債権届出用ページ」から「届出事項変更届出」ページに移動して、当該ページにて届出事項変更内容を入力する。
- 債権者が届出事項を変更しようとするときは、登録したメールアドレスに当該入力を開始するために必要な乱数が自動的に送信されるものとし、当該乱数を入力しなければ届出事項変更ができないこととする。又は、これに代替して、ログイン時にいわゆる二段階認証による本人確認を行うこともあり得る。
- 入力を完了すると、入力内容が表示され、「この内容で変更を届け出る」旨のチェックボックスにチェックすることで、変更届出が完了する。届出日付は、自動的に記録される。
- 届出が完了すると、自動的に、当該債権者の「マイページ」の「破産手続に関する通知」に「あなたの届出事項変更届出を受領しました」とのメッセージがアップロードされ、同時に、当該債権者の登録したメールアドレスに「あなたの届出事項変更届出を受領しました。心当たりのない場合には破産管財人にご連絡ください」というメッセージが送信されるものとする。
- 届出入力完了により、前記イの「あなたの債権届出内容」が変更される。
- なお、破産管財人の「各届出債権者情報・認否用ページ」では、変更後の内容だけでなく、変更前の内容の記録も残るようにする。
- 届出事項変更届出書は、必要に応じて、裁判所所定の書式に印字されアウトプットできるようにする。

#### エ 名義変更の仕方

名義変更届出については、①旧債権者による入力のみで足りるものとするか、新旧両債権者による入力を要するものとするか、②新債権者による入力を要する場合、どの時点で新債権者のシステム利用開始を許すか、という点の考慮が必要である。

まず、①については、法律上は旧債権者の届出で足りるが、例えば東京地方裁判所の運用では、新旧債権者の連名での届出を求めている。新旧債権者の連名での届出を求める趣旨ないし効用は、債権の移転について新旧両債権者の主張の齟齬を避けることにあると思われる。そこで、本検討でも、新旧両債権者のいずれもが必要事項を入力することで、名義変更の受付を完了するものとした。

次に、②については、破産管財人において実体法上の権利移転有無を確認したうえで、新債権者に ID を発行して、システム利用を許すものとしている。債権の承継を破産管財人に主張するために実体法上必要とされる行為があるときは、当該行為は新債権者によるシステム利用に先立って行われる必要がある<sup>12</sup>。

以上の前提で想定する名義変更手続の流れは以下のとおりである。

- 破産管財人は、実体法上の債権移転有無を確認する（新債権者に ID を発行する前提となる。）。
- 破産管財人は、債権移転を確認できた段階で、新債権者の情報を「知れたる債権者一覧」に登録する（前記（2）ア参照）。
- この登録により新債権者に ID が割り当てられ、管財人から新債権者に対し、「利用開始案内」を送付して、ID を通知する。
- 名義変更届出ページにおいて、新旧債権者両名が、それぞれ必要事項を登録することで、名義変更届出の受付が完了する（＝連名での名義変更届出を求めている実務と同等の取扱いである。）。なお、新旧両債権者が時間的に同時に入力することを求めるものではなく、両債権者のいずれもが必要事項の入力を完了した時点で受付を完了する（これにより債権を全部移転した旧債権者はシステムにログインできなくなる）という趣旨である。
- 一部名義変更の場合には、新債権者の債権者番号は、旧債権者の債権者番号に枝番号を付する。

#### オ 破産裁判所に対する各種届出書の提出の仕方

- e 倒産手続システムにおける届出情報等の入力をもって、破産裁判所に対する各種届出が完了したものとする。
- 入力された内容は、必要に応じて、裁判所所定の債権届出書等の各種書式の形で印刷できるようにする。

---

<sup>12</sup> 例えば債権譲渡通知は、新債権者による e 倒産手続システム利用前に別途行われる必要がある。なお、e 倒産手続システム上に通知を PDF でアップロードすることでも、債務者対抗要件としての債権譲渡通知として足りるとする議論はありえようが、第三者対抗要件としての確定日付ある通知と位置付けることは難しいと思われる。

## (7) 「配当用ページ」(※ 債権者が利用する)

配当通知を受けた債権者は、「配当用ページ」にて、配当金を受領する送金先金融機関口座情報を登録するものとする。

## (8) 破産管財人による債権管理、認否

### ア 債権届出受領による情報更新

債権届出がなされると、破産管財人用のページで、以下のとおり情報が更新される。

- 「知れたる債権者一覧」で、当該債権者について、「届出有り」となる（なお、債権者の氏名等が異なっても ID で同一性を認識する。）。
- 「届出債権者一覧」に、債権者番号、氏名、住所、届出債権額等の届出事項が記録される。
- 「債権認否一覧表」に、届出事項が記録される（なお、これに対する認否は、破産管財人が認否内容を入力するまで記録されない。）。
- 「債権管理・認否用ページ」（個別の届出債権者ごとに 1 ページを作成し当該債権者に関する詳細情報がそこで確認できる。）に、当該債権者のページが自動的に作成され、債権者番号、氏名、住所、メールアドレス、届出内容、届出内容変更履歴等が表示される。なお、「知れたる債権者一覧」に記載された債務者認識の債権額も当該ページに表示され、届出債権額との合致如何も表示される（自動照合機能）。

### イ 疎明資料の要求

破産管財人は、債権届出、届出事項変更を受けて、認否のために疎明資料等を求めるときは、当該債権者に対し疎明資料等の PDF のアップロードを求める。

### ウ 認否内容の入力

破産管財人は、「債権管理・認否用ページ」の認否（債権額、別除権の有無等）欄に、認否内容を入力する<sup>13</sup>。

---

<sup>13</sup> e 倒産手続システムに、破産管財人の認否作業を補助するため、どのような機能を設けるか、ということの一つの検討課題である。この点、本検討では、あくまで、「破産管財人が登録した債権額と、届出額の合致如何を、自動的に突合して、破産管財人が確認しやすくする」というにとどまり、その後の認否は破産管財人が通常通りに行うものとしている。すなわち、e 倒産手続システムの稼働は、破産管財人が、申立書添付の債権者一覧表のデータを、システムにアップロードすることから始まるが、当然ながら、債権額や債権発生原因が実態と異なることはある（現在の破産実務でも同様に、債権者一覧表の記載は必ずしも網羅性、正確性が保証されない。）。その後、実際に届出がなされた際に、システムで自動的に突合されるのは、「債権者一覧表に記録された額」と「届出された額」との整合性のみであり、いずれが正しいかを判定しない。同様に、債権者氏名なども、破産管財人による登録と、届出事項が異なることがあるが（システム上はあくまで ID の同一性で紐づける。）、そのいずれが正しいかも判定しない。債権者一覧表に記録された内容と、届出内容とが整合しない場合に、いずれが正しいかの実体的な調査は、現在の実務と同じく、破産管財人が行う。

なお、前記2(4)のとおり、大規模消費者被害型事件等において、債権者に対する債権額等情報の提供機能をオプションとして付加した場合は、債権届出用ページに破産管財人の調査によって破産管財人が認識した債権額が表示されるようにし、債権者は、当該金額と債権者の認識額に相違ない場合は当該金額での債権届出を行う旨を入力すれば足りるという機能を持たせることが考えられる。

## エ 認否入力による情報更新

破産管財人が認否結果を入力すると、以下のとおり情報が更新される。

- 「債権認否一覧表」に認否結果が記録される。
- 認める債権は、「確定債権一覧」に記載される。
- ただし、届出破産債権者による異議が述べられたときは、破産管財人が、「債権管理・認否用ページ」の当該債権者のページにおいて、「届出破産債権者による異議有り」にチェックすることで、「確定債権一覧」からは削除されて、「未確定債権一覧」に記録される。
- 認めない債権（及び上記のとおり届出破産債権者による異議が述べられた債権）は、「未確定債権一覧」に記録される。
- ただし、認否変更、債権確定手続終了等により、破産管財人が、「債権管理・認否用ページ」の当該債権者のページにおいて、「債権確定」欄にチェックし確定した内容を記録することで、「未確定債権一覧」からは削除されて、「確定債権一覧」に記録される。

## オ 別除権付債権

別除権付債権については、「債権管理・認否用ページ」の当該債権者のページに「別除権管理」欄を設ける。「別除権管理」欄は、「別除権不足額」欄と「確定状況」欄から成る。デフォルトの状態では、「別除権不足額」欄は空欄、「確定状況」欄は「不確定」とする。その後、別除権不足額が確定したときは、破産管財人において、「確定不足額」欄に金額を入力し、「確定状況」欄を「確定」に変更する。これによって、当該破産債権が、配当計算ページの「配当対象債権一覧」に掲載される。

## カ 認否結果通知

破産管財人が、全債権者に一斉に又は特定の債権者に対し、「認否結果通知」を行う機能を設ける。当該認否結果通知は、対象となる債権者らの「マイページ」の「破産手続に関する通知」にアップロードされ、同時に、債権者が登録したメールアドレスに「破産管財人から認否予定が通知されています」とのメッセージが自動送信される。

## キ 債権認否一覧表

破産管財人が、「債権認否一覧表作成」を選択することで、上記の認否結果を反映した債権認否一覧表のデータが作成され、必要に応じ PDF や CSV 等の形でアウトプットできるようにする。なお、債権認否一覧表の記載項目は、①債権者番号（一部名義変更の場合には枝番号含む）、②債権者名、③債権の種類、④届出債権額、⑤認めない債権額、⑥認める債権額等を想定する。

### (9) 異議・債権査定手続

#### ア 異議を述べるか判断するために必要な情報の e 倒産手続システムにおける開示

- 異議申述の前提として、債権者は認否情報を閲覧しなければ、他の債権者の届出債権の内容や認否の状況を把握できず、異議を述べるのが困難であり、後記イのとおり、e 倒産手続システムにおいて他の債権者への異議もできるようにする以上は、e 倒産手続システムにおいて、債権認否一覧表を閲覧・謄写できるようにすることが好ましいと思われる。
- 破産管財人が、「債権認否一覧表」を完成させ、全債権者による閲覧・謄写を可能にする旨の処理をすると、e 倒産手続システムにおいて、全債権者に一斉に、認否情報が閲覧・謄写可能となった旨が通知され、債権者が認否情報の閲覧・謄写をすることが可能となる機能を設ける。
- 当該通知は、全債権者の「マイページ」の「破産手続に関する通知」にアップロードされ、同時に、債権者が登録したメールアドレスに「認否情報の閲覧・謄写が可能になりました」とのメッセージが自動送信される。
- 通知を受領した債権者が、「破産手続に関する通知」の債権認否一覧表のリンクをクリックすると、認否情報の閲覧・謄写が可能となる。

#### イ 債権者による異議の申述（「異議申述用ページ」 ※債権者が利用する）

- 債権者は、期間方式の場合は債権調査期間内に、期日方式の場合は債権調査期日に、「マイページ」の「異議申述用ページ」に移動する。
- もっとも、かかるシステムによる異議の申述の場合には異議が容易となり、濫用的な異議申述がなされる可能性もある。前記 2（7）イのとおり、債権の不存在等の異議の理由を疎明させることを想定している。
- 以下の項目を債権者が入力する。
  - 異議の相手方（破産債権者）
  - 債権者番号、枝番号
  - 債権の種類
  - 届出額

- 異議額
  - 異議の理由（疎明）
  - 疎明資料のアップロード
- 入力を完了すると、入力内容が表示され、「この内容で異議を申述する」旨のチェックボックスにチェックして、送信ボタンを押すことで、異議が完了する。異議日付は、自動的に記録される。
  - 異議が完了すると、自動的に、当該債権者の「マイページ」の「破産手続に関する通知」に「あなたの異議申述を受領しました」とのメッセージがアップロードされ、同時に、当該債権者が登録したメールアドレスに「あなたの異議申述を受領しました。心当たりのない場合には破産管財人にご連絡ください」というメッセージが送信されるものとする。
  - 異議申述書は必要に応じ裁判所所定の書式に印字されアウトプットできるようにする。
  - なお、破産者による異議の申述を e 倒産手続システムで対応するか否かは別途検討を要する。

#### ウ 異議の通知

- 破産管財人が、他の債権者から異議が述べられた債権者に対し、「異議の通知」を行う機能を設ける。当該異議の通知は、対象となる債権者の「マイページ」の「破産手続に関する通知」にアップロードされ、同時に、債権者が登録したメールアドレスに「破産管財人から異議の通知が送付されています」とのメッセージが自動送信される<sup>14</sup>。なお、破産管財人による異議は、「認否結果通知」を行う機能によって通知することが考えられる。

#### エ 異議の撤回

- 債権者が異議を撤回する場合は、「異議申述用ページ」にて、「異議を撤回する」旨の処理を行う。かかる処理を行うと、その旨、破産管財人に自動的に通知される。なお、破産管財人による異議の撤回は、認否の変更に伴う「認否結果通知」を行う機能によって通知することが考えられる。

---

<sup>14</sup> 現行法下では、債権届出をした債権者が他の破産債権者の届出に係る調査対象事項について異議を述べた場合、裁判所書記官は、異議の対象となった届出債権者に当該異議を通知する必要がある（期日方式においては調査期日に出頭しない破産債権者の破産債権への異議の場合に限る。破産規則 43 条 5 項、39 条 2 項）。もっとも、現行法下でも破産管財人による裁判所の通知事務等取扱いの一環として、異議を述べられた債権者にシステム等にて通知することができることを考えることも可能であるし、改正法下では、管財人も異議の対象となった届出債権者に当該異議を通知することができる旨を定めることも考えられる。

- 破産管財人は、異議の撤回を受けた場合は、「債権管理・認否用ページ」の当該債権者のページにおいて、「届出破産債権者による異議有り」のチェックを外す処理を行う。
- かかる処理を行うと、異議の撤回通知が、対象となる債権者の「マイページ」の「破産手続に関する通知」にアップロードされ、同時に、債権者が登録したメールアドレスに「破産管財人から異議の撤回通知が送付されています」とのメッセージが自動送信される。

## (10) 議決権行使

債権者が、マイページから、「議決権行使ページ」に移動し、計画案に対する賛否を入力する機能である。機能はシンプルであり、かつ、決議集計上も有益であるが、以下のような点を検討する必要がある。

### ア 電磁的方法による議決権行使としてのシステム利用

議決権行使は、現行法では、①書面、又は／及び②電磁的方法であって別に最高裁判所が定めるものとされている（民事再生法 169 条 2 項、民事再生規則 90 条 2 項）。

この点、e 倒産手続システム上における議決権行使を認めるうえでは、これが倒産手続における議決権行使に当たることを明定することが望ましいと思われる。

### イ 目的事項等通知

①債権者集会の期日及び会議の目的である事項（民事再生法 115 条 4 項）、書面等投票の方法（民事再生法 169 条 4 項）、不統一行使の通知期限の公告（民事再生法 169 条 3 項）、並びに②当該期限、再生計画案の内容要旨、及び書面等投票期限については、e 倒産手続システムに掲載する方法で通知することが考えられる。

### ウ 未確定再生債権者の扱い

現行法では、議決権額が確定した再生債権についてはその確定額が議決権額となる（民事再生法 170 条 1 項但し書、171 条 1 項 1 号）。議決権額が確定していない再生債権については、①債権者集会が開催される場合は集会期日で再生債務者等又は再生債権者が異議を述べることができ、異議があれば裁判所が決定し、異議がなければ届出額が議決権額となる（民事再生法 170 条）、②債権者集会が開催されない場合は、裁判所が決定する（民事再生法 171 条）。また別除権者は、別除権予定不足額の議決権額を届け出て、異議等がなければ、当該額につき議決権行使できる（民事再生法 88 条）。

以上を踏まえ、e 倒産手続システム上で、議決権額の確定しない債権者について、裁判所が定める額を議決権として登録し、その後の確定状況に応じ額を変更する機能を設ける必要がある。

## エ 頭数要件等の観点からの名寄せの問題

e 倒産手続システム上、1名の債権者が複数のアカウントを有し、複数のオンライン債権届出をすること自体を防ぐ仕様になっていれば、ログインしてオンライン議決権行使した債権者数をベースに、そのうち賛成した人数で頭数要件を計算すれば良い。しかし、上記仕様になっていない場合、ログインしてオンライン議決権行使した債権者について、名寄せする必要がある。

## オ 議決権の不統一行使（民事再生法 172 条 2 項、169 条 2 項）

議決権の不統一行使の制度は、再生計画案に対する意見が異なる複数の者から債権の管理・回収の委託を受けたサービサーが、委託者の意思を議決権の行使に反映させる必要性、議決権の一部のみを再生計画案に同意するものとして行使することは原則として自由であること等に基づき、導入されたものである。現行法では、まず不統一行使の通知を期限までに行った上で、複数の議決票の発行を受け、投票する。オンライン議決権行使においても、不統一行使を希望する債権者は期限までにシステム上で申し出た上で、システム上で賛成する金額を入力して不統一行使できる設計とすることが考えられる。

### （11）配当用データの作成

配当は、未確定債権の処理や、根抵当権に関する特則、配当費用の控除如何など、複雑な問題があり、システムで機械的・画的に配当額を決定することが難しいと考えられる。さらに、今後とも、判例等によって、配当計算に影響するルール変更が行われる可能性も否定できない。そのため、本システムでは、あくまで、配当表作成に利用できる CSV 等のデータをアウトプットするにとどめる。

具体的には、破産管財人が、「配当用データ作成」を選択することで、①債権者番号（一部名義変更の場合は枝番号含む）、②債権者名、③住所、④確定した債権額、⑤未確定の債権額、⑥債権取下げや名義変更の日付、⑦送金先金融機関口座等の情報の一覧が CSV 等の形でアウトプットできるようにする。

また、債権者多数の案件等にも対応するため、出力形式を全国銀行協会所定のフォーマットに即した形式とすることにより、インターネットバンキングでの利用を容易とすることで、配当事務の効率化や過誤防止を図る。



## 第5 立法に向けての検討

### 1 総論－立法に向けての要点－

本項においては、第2～第4の検討を受けて、倒産手続のIT化における立法上の問題について検討を行う。家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会報告書の検討を踏まえたうえで、今後の立法に向けての要点は次のとおりである。

- ① 倒産手続のIT化の目的を踏まえた議論を行うこと
- ② 「5つのe」の実現を図るべきこと
- ③ 事件記録の全件電子化を実現すること
- ④ 倒産手続特有の問題点（e届出、e情報提供）を踏まえた検討を行うこと
- ⑤ 法制度とシステムは相互に関連するものであり、事件記録の全件電子化を実現できるシステムを構築すること

### 2 e提出

#### (1) e提出の義務化

現行破産法は、破産手続開始申立てについて書面で行うことが義務づけられており（破産法20条1項）、これを受け、破産規則は、「破産手続等における申立て、届出、申出及び裁判所に対する報告は、特別の規定がある場合を除き、書面で行わなければならない」と定めている（破産規則1条1項）。

倒産手続のIT化の実現にあたっては、電子情報処理組織による申立て等（改正民事訴訟法132条の10第1項参照 以下、「インターネット申立て等」という）が不可欠であって、書面申立てを義務づける現行法の改正が必要であり、インターネット申立て等を原則とするかが大きな問題となる。

民事訴訟手続においては、インターネット申立て等を明文化したうえで（改正民事訴訟法132条の10第1項）、義務化の範囲を訴訟代理人等に限定した（同法132条の11第1項）。

この規律をそのまま破産手続に及ぼすと、破産申立て代理人についてはインターネット申立て等が義務づけられるが、破産管財人等の倒産手続における機関及び破産債権者本人はインターネット申立て等の義務化の対象外となる。しかし、これは相当ではない。破産手続における手続主体は、破産管財人であり、当事者対立を基本とする民事訴訟とは手続構造が

大きく異なる。手続主体である破産管財人等には様々な申立て、申出及び報告義務等があり<sup>15</sup>、倒産手続のIT化実現には、破産管財人によるインターネット申立て等が不可欠である。

そのため、本書においては、民事訴訟手続のIT化の規律（改正民事訴訟法132条の11第1項）を基本として、破産管財人等の倒産手続の機関<sup>16</sup>についても、インターネット申立等の義務化の範囲の拡張を提案している（第2の2（1）「インターネットを用いてする申立て等」〔5頁〕参照）。

ところで、倒産手続の申立てにおける代理人選任率については、90%を超えているという統計データが報告されており、再建型倒産手続である民事再生手続及び会社更生手続の申立てにおいては、100%に近いものと考えられる。そのため、倒産事件の大部分は、インターネット申立て等が行われることになる。他方、本人申立ての場合であっても、破産管財人の業務遂行及び債権者の手続参加のためには、電子化は不可欠である。

そのため、まずは、義務化の対象者以外の申立ての場合も、インターネット申立て等を促進させるため、裁判所及び弁護士において十分なサポート体制を構築することが求められる。

破産手続の本人申立ての場合には、書面申立ての場合にも裁判所における助力が不可欠であり、この点は、インターネット申立て等においても同様である。

なお、破産債権者等による債権届出等については、e届出の問題として別途検討する。

### 3 e 事件管理

#### （1）事件記録の全件電子化

倒産手続においては、民事訴訟手続と同様に、全ての書面を電子化（ファイルに記録）することを明文で規定すべきである（改正民事訴訟法132条の12第1項）。

倒産手続のIT化の目的は、既述のとおりであり（第1の1「倒産手続IT化の目的」〔1頁〕）、最も利害関係を有するのは破産債権者等の債権者である。債権者が手続に関わらない倒産事件の類型は存在しない。また、倒産手続においては、債権者に対する情報提供が重要であり、事件記録の閲覧が果たすべき役割は大きい。事件記録の電子化は、債権者のアクセスを容易にするものであり。倒産事件の迅速化と適正化を図るうえでは極めて重要である（第2の3「e事件管理」〔6頁以下〕参照）。

ところで、事件記録の電子化の問題は、電子申立て等の義務化の範囲の問題と相互に関連している問題であり、重要なことは、いかなる方法で全件電子化を実現するかである。この

---

<sup>15</sup> ①破産法157条に定める報告書等、②認否書及び配当表、③役員責任等の査定、否認の請求及び担保権消滅許可等の申立て、④各種許可申立て等である。

<sup>16</sup> 対象となるのは、①破産法における破産管財人及び保全管理人 ②民事再生法における監督委員、調査委員、保全管理人、管財人及び個人再生委員 ③会社更生手続における管財人、保全管理人、監督委員、調査委員 である。

点については、書面を電子化する作業にコストをかけるか、電子申立てを促進するためのサポート体制の充実にコストをかけるかの問題に帰着する。倒産手続のIT化を進めていくためには、後者が相当であり、倒産法における諸制度の活用やサポート体制の充実に向けての法整備を検討する必要がある（民事訴訟等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院法務委員会）第3項 参照）。

## （2）システム送達

倒産手続における事件記録の全件電子化は、民事訴訟と同様に、システム送達と一体として規律すべきであり（改正民事訴訟法132条の12）、倒産手続においても、システム送達の届出及び電子申立て等の義務化対象者に対する同届出の義務づけ（同法132条の11第2項）を定めることが必要である。

## （3）システム通知

倒産手続においては、開始決定、債権認否及び配当手続等において債権者に対し通知を行う場合が少なくない。債権者多数事件においては、通知（郵送）だけで莫大な費用を要する。そのため、システム送達と同様の「システム通知」制度を後述のe届出とセットで制度化すべきである。具体的には、異議等の通知（破産規則43条4項、5項）、配当通知及び配当額の通知（破産法197条1項、201条7項）等が対象となり、対象事項をe事件管理システムにアップしたうえで、届出のあった債権者に対し、アップした旨を電子通知する、また、e倒産手続システムにより、届出のあった債権者に対し、電子通知する制度の創設も必要となる。

また、システム通知は、裁判所による通知だけでなく、破産管財人等が主体となる通知（配当通知等）も対象とすべきである。

## （4）事件記録の閲覧・謄写

事件記録の全件電子化を前提に、記録の閲覧制度の再構築が必要である。申立人、破産管財人等の当事者は、裁判所等の許可を得ることなく、いつでも閲覧・複製ができる規律を設ける必要がある。これにより、裁判所と破産管財人との間の書面のやり取りを大幅に軽減することができる。

定型的に利害関係を有する債権者については、「いつでも閲覧」が可能となる制度設計が望ましいが、他方で、閲覧者が債権者に該当するかの認定の問題が生じる場合がある。そのため、債権者一覧表の記載、債権届出の有無その他債権の存在の疎明によって、債権者と認定された者を「いつでも閲覧」の対象とすることが相当であり、破産法等において明文の規定を設けるべきである（改正民事訴訟法91条の2参照）。

閲覧制限の規律については、現行法を維持したうえで、近時問題となっているプライバシー及び個人情報保護の観点から「目的外使用の禁止」について明文規定を設けるべきである。

## 4 e 集会

### (1) 審尋・意見聴取等

民事訴訟と同様の規律が相当である（改正民事訴訟法 187 条 3 項、4 項、204 条参照）。

そのうえで、「裁判所が相当と認めるとき」にはウェブ会議等（最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法）で実施できるとすべきである。倒産手続においては、多数債権者が意見聴取の対象となる場合があり（民事再生手続における事業譲渡の場合等）、参加者の意見を踏まえてウェブ会議等による実施を決定することは、倒産手続の円滑な進行を阻害するおそれがある。ウェブ会議等は、債権者に不利益となる制度ではなく、ウェブ会議等での実施についての債権者の意見は、裁判所による実施方法の相当性の判断の一要素と考えるべきである。

### (2) 債権者集会

債権者集会の目的が、破産管財人による報告等による情報提供にある以上、倒産手続の IT 化の実現によって、債権者が容易に情報にアクセスできるようになれば、相対的に債権者集会の必要性は低くなる（第 3 の 3「債権者集会開催の任意化及び債権調査の方法（提言）」〔21 頁以下〕参照）。債権者集会は、現行法においても、破産手続における財産状況報告集会（破産法 31 条 1 項 2 号）を除き、開催が任意化されており（その趣旨は債権者集会の形骸化にある）、民事再生及び会社更生手続においては、債権者に対する報告等を目的として債権者集会が開催されることは稀である。

実務的には、再生債務者・管財人等が主宰する債権者説明会を開催するのが通例であり、現在の社会状況を反映してウェブ会議等により説明会が開催される場合も少なくない。

また、コロナ禍の社会状況により、債権者集会を招集しない形で破産手続を進める方法も増加している（実務上、債権者集会非招集型と言われる類型である（第 3 の 3「債権者集会開催の任意化及び債権調査の方法（提言）」〔21 頁以下〕参照）。

そこで、債権者集会の招集型と非招集型という選択肢について、裁判所が事案に応じて任意に選択できるよう、破産法 31 条 1 項 2 号、4 号を削除するなど、破産手続における財産状況報告集会の招集に関する規定を改正すべきである（第 3 の 3「債権者集会開催の任意化及び債権調査の方法」〔21 頁以下〕参照）。

また、債権者集会についてもウェブ会議等を導入すべきである。

ウェブ会議等の利用による債権者集会は、債権者に対する情報提供の一つとしてその選択肢を排除すべきではなく、審尋に準じた規律を導入すべきである（改正民事訴訟法 187 条 3 項、4 項参照）。

ウェブ会議等による債権者集会については、倒産手続は非公開手続であること、ウェブ会議等の利用により情報漏洩の危険が高まること及び本人確認が容易でないこと等を理由と

する消極論も主張されている。しかし、ウェブ会議等の開催の必要性・相当性は、当該事件を担当する裁判所が具体的状況に応じて判断することが相当であり、ウェブ会議等の利用を一律に排除するのは相当ではない。

## 5 e 届出・e 投票

倒産手続における債権届出の手続は民事訴訟にはない制度であり、e 提出とは別に検討する必要がある（第2の1「倒産手続特有の事情と『5つのe』の必要性」〔4頁〕参照）。

多数債権者案件、国際化案件においては、現行の書面による債権届出制度は限界を迎えており、IT技術の活用なくして、適正な倒産手続の運用は困難な状況である。

債権届出書の送付に関する莫大な費用、提出書面の確認、保管等に関する人員等の費用を勘案した場合、e 届出が、倒産手続のIT化における最大の課題と言える。

この問題を検討するにおいて最も重要な点は、電子ファイルと書面の併存は事態をより悪化させるという点である。電子ファイルと書面の2通りの業務フローを構築することは、より負担を増すことになり、IT化の阻害事由になる。

倒産手続のIT化の目的を達成するためには、債権届出については、電子化を原則とし、ITへのアクセスが困難な事情を持つ債権者についてのサポート体制の構築と債権を失権させない制度設計が求められる。それとともに、国民誰もが容易に利用できるシステム構築が必要であり、オンラインで入力できる方式等による債権届出の実現が不可欠である。

また、サポート体制については、債権者の個別事情に応じたものだけでなく、破産法等において定められている代理委員制度（破産法110条、民事再生法90条、90条の2、会社更生法122条、123条）の積極活用を図るべきである。具体的には、裁判所による代理委員選任制度（民事再生法90条の2、会社更生法123条）を破産手続にも導入し、代理委員による迅速・適正なe 届出ができるよう制度的充実を図るべきである。特に、消費者被害型、集団損害賠償型等の多数の個人債権者が発生する案件については、大きな効果を発揮するものと見込まれる。

これに対しては、代理委員に対する報償金（民事再生法91条1項、会社更生法124条）等のコストの問題の指摘が想定されるが、e 届出を始めとするIT化の実現による倒産手続の迅速化とコスト減を勘案すれば、債権者にとってはむしろメリットが大きい。代理委員制度の活用は、再建型手続における議決権行使にも有用である。

ところで、e 届出・e 投票は、倒産手続独自のシステムとなる。目指すべきシステム概要は、第4「裁判所（国）において構築されるべき倒産手続に関するシステム」〔26頁以下〕において検討された通りである。e 届出の全面電子化を図るために、どのようなシステムを構築することが相当かという観点が重要である。

本書においては、e 倒産手続システムで、債権届出のみでなく、債権認否や配当まで一貫通貫に行えるようにすることを想定しており、届出債権者による他の届出債権に対する異

議申述についても、債権認否の一環として、システム上で行うことを想定している。しかし、e 倒産手続システム上で容易に異議申述を行えるようにした場合、債権者による理由のない異議申述が多発する危険がある。そこで、濫用的な異議申述を防止すべく、届出債権者が他の届出債権に対して異議申述をする場合は、異議申述の対象となる債権の不存在等などの異議の理由について疎明資料等をもって疎明しなければ、異議申述が却下されるように法改正すべきである（第4の2（7）「濫用的なシステム利用」〔30頁以下〕参照）。

なお、現行法下においても、議決権行使について「電磁的記録であって、別に最高裁判所が定めるもの」との定めがあり（破産法139条2項2号及び同規則46条1項2号、民事再生法196条2項2号及び同規則90条2項2号、会社更生法189条2項2号条及び同規則52条2項2号）、議決権行使におけるIT化の必要性については、現行法の立法時に了知されている事実である。

また、破産手続等の適正且つ迅速な遂行のため、債権届出、調査について、通例とは異なる特別の対応が必要な案件が存在する（当研究会「倒産手続のIT化に向けた中間報告Ⅱ」において紹介した事例等）。そのような場合には、裁判所の決定等を要件として、破産管財人への直接届出を認める必要がある、この点を明文化する必要がある。

## 6 公告の方法

現行法における公告の問題点は、既述のとおりである（第2の3（2）イ「公告」〔8頁〕参照）。

公告制度は、倒産手続の適正且つ円滑な進行と集団処理のために必要な制度であり、一部でもこれを廃止するのは相当ではなく、維持すべきである。

そのうえで、簡易迅速な公告を実現するため、現行法の規律である「この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。」（破産法10条1項）に加え又は代えて電磁的記録の公示送達（改正民事訴訟法111条）と同様の規律を導入すべきである。

## 第6 おわりに

2018年11月に当研究会が活動を始めて、3年半が経過しようとしている。この間、民事訴訟手続のIT化は議論が進められ、民事訴訟法改正案が既に国会に提出され、2025年度からIT化された民事訴訟手続の運用が本格的に開始されることとなった。倒産手続を含むその他の民事非訟手続についても、民事訴訟手続に続いて、2022年4月から法制審にてIT化に向けた議論が開始している。

当研究会が活動を開始した当初は、まだ民事訴訟手続のIT化についても議論が開始したばかりで、倒産手続のIT化が実現するにはまだまだ時間がかかるようにも思われた。その中で、当研究会は倒産手続のIT化の必要性を常に主張し、IT化実現に向けて模索と検討を続けてきた。民事訴訟手続のIT化に係る議論の進展を踏まえながら、本書を含め3編の取りまとめを公表し、一步一步、より具体的な倒産手続のIT化実現に向けて前進してきた。最終取りまとめとなる本書では、倒産実務の経験豊富な実務家委員によるこれまでの検討の集大成が記されている。

コロナ禍を経て、社会のデジタル化の必要性は改めて認識され、国民の利便性向上のためにも、司法のデジタル化もスピード感をもった進展が求められている。倒産手続のIT化についても、早期実現に向けた法制審の今後の進展に期待したいところである。その際、法制審での議論や裁判所によるシステム開発において、目指すべき倒産手続のIT化が経験豊富な倒産実務家の視点から検討されている本書が、少しでも参考になれば幸甚である。

以 上

(別紙1)

倒産手続のIT化研究会 委員等名簿

(敬称略、五十音順)

座長

杉本 純子 (日本大学法学部法律学科教授)

委員

岩下 明弘 (弁護士、三宅・今井・池田法律事務所)  
上野 保 (弁護士、元木・上野法律会計事務所)  
大石 健太郎 (弁護士、大石法律事務所)  
大川 剛平 (弁護士、長島・大野・常松法律事務所)  
荻野 聡之 (弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所)  
尾島 史賢 (弁護士、尾島法律事務所)  
小田切 豪 (弁護士、三宅・今井・池田法律事務所)  
小畑 英一 (弁護士、TF法律事務所)  
鐘ヶ江 洋祐 (弁護士、長島・大野・常松法律事務所)  
菅野 邑斗 (弁護士、TMI総合法律事務所)  
木村 昌則 (弁護士、木村・古賀法律事務所)  
小林 信明 (弁護士、長島・大野・常松法律事務所)  
小林 悠紀 (弁護士、土橋・小林法律事務所)  
富永 浩明 (弁護士、富永浩明法律事務所)  
中森 亘 (弁護士、北浜法律事務所)  
俣野 紘平 (弁護士、西村あさひ法律事務所)  
松尾 幸太郎 (弁護士、みなと協和法律事務所)  
蓑毛 良和 (弁護士、三宅・今井・池田法律事務所)  
四十山 千代子 (弁護士、株式会社三井住友銀行)  
渡邊 一誠 (弁護士、弁護士法人大江橋法律事務所)  
渡邊 賢作 (弁護士、東啓綜合法律事務所)

以上



## e 倒産手続システムと同様のシステムを構築し、運用した事案の紹介

本別紙は、現行法下という制約はあるものの、オンラインでの債権届出、債権届出の受付から配当までの一気通貫の債権管理、破産管財人からの情報提供等の機能を有するシステムを構築し、運用した事例についてその詳細を紹介するものであり、e 倒産手続システムを検討するに当たり、参考になるものと思料する。

### 1 事案の概要

破産会社は、投資家から集めた資金を原資として匿名組合を組成してその営業者に就任し、貸金業者を通じて、当該資金を最終資金需要者に貸し付けるという、いわゆるソーシャルレンディング・ビジネスを営んでいた。投資家による出資は、インターネットを通じて行われていた。破産会社のサイトの運営、募集の取扱い（取得勧誘）、投資家の管理を行っていた債権者が、自己の受託報酬等が支払われていないとして、債権者申立をした事案である。

本事案の特徴は、以下のとおり。

- 申立債権者は、上記のとおり投資家の管理を担当しており、全投資家のリスト（氏名、住所、生年月日、連絡先、債権額、振込先口座）を保有。
- 破産債権者は主として投資家であり、約 4800 名。  
投資家以外の届出破産債権者は、1 名のみ。
- 破産債権額（把握額）は、合計約 128 億円。
- 破産債権者は、全国各地（一部海外）に点在。
- 破産債権者の年齢は、幅広く、高齢者も一定数あり。
- 延滞が生じていたことから、複数の破産債権者が、破産会社に対し、訴訟提起していた。

### 2 本事案におけるシステムの機能

#### (1) 総論

第4の2(4)に記載のe 倒産手続システムの機能のうち、本事案におけるシステム（以下、「本件システム」という。）においては、以下の表に記載のとおり機能を備えており、機能の詳細は(2)各論で述べる。

No	機能	有無
①	債権届出の受付（各種の届出事項変更届出、取下げ等を含む。）	△
②	破産管財人による届出債権管理	△
③	認否作業の補助機能（破産管財人が登録した債権額と届出額の突合）	×
④	届出債権者による異議申述	×

⑤	債権認否一覧表作成	○
⑥	配当用データ作成	○
⑦	各種通知（認否結果通知、配当通知など）	○
⑧	破産管財人による情報提供	○
⑨	破産管財人による破産債権者への一斉通知機能及び破産債権者による管財人へのメッセージ送信機能 等	○
⑩	議決権行使	×

## （２）各論

### ア ①債権届出の受付・②破産管財人による届出債権管理

#### （ア）オンラインでの債権届出を可能とするシステムの構築

本事案においては、オンラインで債権届出が行える本件システムを構築し、債権者がオンラインで容易に債権届出を行え、債権届出を受け付けられるようにした。

申立債権者からは、破産債権者の住所・氏名・生年月日・連絡先・債権額・振込先口座等の必要な情報を引き継いでいたこと、また一般消費者が債権者であるため、破産債権額等の情報を提供するのが債権者の便宜に資することから、予め債権者の基本情報、破産債権額を、本件システムにインポートし、マイページ内の債権届出フォームに各破産債権者の情報が表示されるようにした。

これにより、破産債権者は、マイページにログインした上で、マイページ内の債権届出フォームにおいて、逐一、自身の情報を入力することなく、表示された情報を確認し、数回クリックすれば債権届出が完結するようなシステムを構築した。

もっとも、係属する訴訟の有無については、全てを把握することができていなかったため、破産債権者に入力させることにした。

なお、現行法上、債権届出書は、破産裁判所に対する書面の提出が必要であることから（破産法 111 条 1 項、破産規則 1 条 1 項）、「私/当社は、本システムを利用して行った破産債権の届出の内容について、破産管財人が所定の破産債権届出書に印刷し、裁判所その他必要な第三者に提出することを委任します。」と記載したチェックボックスをクリックさせることにより、書面提出の現行法の要請を満たすようにした。

また、書面の提出を希望する債権者が一定数いることが想定されたことから、書面による債権届出をする方法も用意した。

#### （イ）初回のログイン方法等

破産債権者には、個別のアカウント（ID）を付与し、各債権者のメールアドレス宛にワンタイム URL を送信した。当該ワンタイム URL をクリックすると、①アカウント、②生年月日、③債権者が自ら設定するパスワードを入力できる画面に遷移し、破産債権者の入力す

る①と②の情報が正確である場合には、パスワードの設定が完了し、破産管財人のホームページにログインできる仕様にした。

これにより、可能な限り、第三者のなりすましによるログインを防いだ。

また、債権者が破産管財人からのメールを受領し、無事にログインできたかを確認するために、本件システムで各債権者のログイン状況を把握できる仕組みにした。そして、ログインしていない債権者に対しては、後記3（2）イのとおり、郵送により通知を行うようにもした。

#### **（ウ）届出事項に変更等がある場合**

システム開発費用を抑える必要があったこと、システムの開発期間を十分にとることが困難であったこと等から、複雑なシステムにせず、債権者が、債権届出フォームにおいて基本情報や債権額等を修正するなど自由な入力ができるようにしたり、債権額等を疎明するための資料等をアップロードできるようにしたりしなかった。

そのため、債権届出前に債権者の基本情報の変更（住所・氏名・生年月日・連絡先・振込先口座等）がある場合、システムの外で、メールでのやり取りにより、届出事項変更の連絡や必要書類の送付を受け、システムの管理者画面で、手入力により情報を修正し、情報修正後、オンラインでの債権届出を行わせた。また、債権届出フォームに表示される債権の種類又は債権額と異なる債権届出を行いたい場合には、債権者は、書面により債権届出をする必要があった。

代理人により届け出る場合には、システムの外で、委任状の送付を受け、システムの管理者画面で、手入力で代理人情報を入力し、情報入力後、債権届出を行わせた。

これに対し債権届出後に届出事項に変更等がある場合には、システム外で、変更届出書等を書面にて提出させ、システムの管理者画面で、手入力により情報を修正した。

#### **（エ）名義変更**

前述のとおり、複雑なシステムにするだけの費用と時間をかけられなかったこと、及び個人の投資家が第三者に債権譲渡したり、代位弁済を受けることは想定しづらかったことから、名義変更を本件システムで行えるようにはしなかった。

そのため、名義変更が生じたときには、名義変更届出書を書面にて提出させ、管理者画面で、手入力により情報を入力することとした。

#### **イ ③認否作業の補助機能、⑤債権認否一覧表作成**

本件システムでは、オンラインによる債権届出がなされると、当該債権者の管理者画面で「未届出」の表示が「届出済」の表示に変わり、破産管財人がシステム上で債権認否を行えるようにした。

また、書面による債権届出の場合には、システムの管理者画面で、当該届出の内容を入力すると、「未届出」の表示が「届出済」の表示に変わり、システム上で債権認否を行えるようにした。なお、本件システムにおいては、破産管財人の認識と異なる債権額をオンラインで届け出ることにはできない仕様であったため、破産管財人がインポートした債権額と届出額の突合が自動的に行われるような認否作業の補助機能を設けなかった。

そして、破産管財人が、本件システムの管理者画面で債権認否を完了した後、債権認否一覧表の作成のボタンをクリックすると、裁判所に提出する書式で、Excel ファイル形式で、債権認否一覧表がダウンロードされるシステムとした。

## ウ ⑥配当用データ作成

### (ア) 配当表・配当通知の自動作成

前記イの債権認否の結果と、配当表の作成を連動させ、管理者の配当に関する画面において配当率を入力した上で、配当表作成のボタンをクリックすると、裁判所に提出する書式で、Excel ファイル形式で、配当表をダウンロードできるようなシステムとした。

また、認否の結果、査定手続の係属状況に応じて、所定の間／最後配当通知（例えば、中間配当時に査定手続係属中の場合には、寄託する旨の通知）が自動で作成されるようにし、債権者は、マイページから当該通知を確認することができる。

### (イ) 配当

金融機関の振込依頼書を使用した送金は非常に手間であることが予想されたため、本件システムから、全国銀行協会所定のフォーマットで振込データが出力されるようにし、銀行のインターネットバンキングの振込データとしてそのまま使えるようにした。

これにより、入力ミスや転記漏れ等がなくなり、円滑な配当の送金手続が可能となるものである。

## エ ⑦各種通知、⑧破産管財人による情報提供、⑨破産管財人による破産債権者への一斉通知機能

### (ア) 破産管財人のホームページの開設

本事案では、債権者が多数であり、全国各地に点在していたこと、比較的ITに対する順応性があると思われたこと等から、破産手続開始申立て直後に、破産管財人のホームページを開設し、同ホームページを通じて、破産債権者に対する通知、情報提供を行うこととした。また、破産管財人のホームページの管理者画面から、破産債権者に対し、一斉メール送信ができる機能を設けた。

その後、破産管財人のホームページを拡張し、各債権者のマイページからオンラインで債権届出等を行える機能を追加し、本件システムを完成させた。

## (イ) 各種通知

破産法上、破産手続開始の通知方法に定めはなく（破産法 32 条 3 項）、通知事務は破産管財人に取り扱わせることができることから（破産規則 7 条）、破産手続が開始した旨の通知は、一斉メール送信機能を利用し、開始決定通知書をメールに添付することにより、破産手続が開始した旨を通知するとともに、破産管財人のホームページに開始決定通知書を掲載した。

また、本事案は、開始した時点で配当の見込みが立っていなかったことから、いわゆる届出留保型で行われた。

その後、配当するに足る破産財団が形成され、また、債権調査の方法について、期間方式をとることとされたことから、債権届出期間及び債権調査期間が定められたが、債権届出期間及び債権調査期間に関する通知も、前述の破産手続開始通知と同様の方法により行った。

債権届出期間及び債権調査期間に関する通知以降の破産法上の通知（例えば、配当通知）については、マイページで通知内容を表記されるようにし、本件システムへのアップ時に、一斉メール送信機能を利用し、マイページに通知をアップしたことを知らせるメールを送る形にした。

## (ウ) 債権者に対する情報提供

### i 財産状況報告集会（債権者集会）の非招集

本事案では、新型コロナウイルスの感染拡大について予断を許さない状況であったことや、債権者数が多いこと等が考慮され、財産状況報告集会（債権者集会）は定められなかった（破産法 31 条 4 項）。

その代わりに、裁判所は、破産管財人に対し、財産状況報告書を提出すべき期間を命じ（破産規則 54 条 1 項）、破産管財人は、財産状況報告書を定められた期間に裁判所に提出するとともに、破産管財人のホームページに掲載することにより、破産債権者に対する情報提供を行った（同条 3 項）。

### ii 破産管財人による任意の情報提供

破産管財人は、オンライン届出機能が追加されるまでは破産管財人のホームページに、追加後は本件システムのマイページに以下の情報等を掲載することにより、債権者への状況提供を行った。なお、掲載時には、一斉メール送信機能を用いて破産債権者に連絡し、破産債権者がタイムリーに情報を収受できるようにした。

- ・ 前記 i の財産状況報告書
- ・ 裁判所発行の各種通知書
- ・ 破産手続の説明及び進捗状況
- ・ 通常の財産状況報告集会で説明する内容の報告
- ・ FAQ

### iii 認否結果の通知

前記イのとおり、破産管財人が本件システムの管理者画面において債権認否を行った後に、債権者に公開する設定をすることにより、各届出債権者が、本件システムのマイページにおいて、自身の認否の結果を見られるようにした。

また、破産法上の通知ではないが、東京地方裁判所の運用で行っている異議通知については、費用及び時間の関係から、本件システム上で行えるようにまではできず、システムの外で、メール送信により行うこととした。

### オ ④届出債権者による異議申述

届出債権者による異議申述については、現行法上、オンラインで行うことは困難と解されることから、本件システムの構築に当たって検討していない。

## 3 本件システムの評価及び検討課題等

### (1) 本件システムの評価

#### ア オンライン債権届出

本事案の知っている債権者約 4800 名のうち、90%超の約 4500 名から債権届出がなされた。届出債権者の内約 4420 名がオンライン債権届出を行い、書面による届出債権者は約 80 名であった。また、知っている債権者のうち、60 代以上が 8%、50 代が 17%、40 代が 37%、30 代以下が 38%と、各年代の債権者が一定数いたが、年代に関係なく債権者の殆どは、オンラインによる債権届出を選択した。近年、インターネットが普及し、かつ新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出を控えなければならなかった結果、今まで以上にオンラインでの手続を受け入れ易い環境が整ったという時代背景があり、圧倒的多数の者がオンライン債権届出を利用したものと考えられる。

また、多数の消費者が債権者として参加する破産手続においては、低率の配当率が予想されること等から、郵送費用や郵送の手間などを勘案して債権を届け出ない場合も多く、ここまでの高い割合で債権届出がなされる事案は珍しいと思われ、オンライン債権届出により、債権者が破産手続に参加しやすくなったものと思料する。

加えて、破産債権者からは、本件システムのオンライン債権届出のやり方が分かりにくいであるとか、書面による債権届出が望ましいという意見等の声はあがっておらず、破産債権者に好意的に受け入れられたものと思料する。

#### イ 本件システムの機能

本件システムは、オンラインによる債権届出、債権認否及び配当までが連動して一气通貫で行えるものであり、債権者が届け出た情報が債権認否一覧表及び配当表まで反映される。

これまでは、破産管財人等が債権届出書の記載内容を Excel で作成する債権認否一覧表に入力していたところ、本件システムのようにデータが連動することにより、入力ミスという人為的なミスをなくすことができ、かつ債権認否一覧表及び配当表を迅速かつ正確に作成することが可能になった。

## ウ 情報提供機能

本件では、財産状況報告集会を招集しなかったことについて破産債権者からのクレームは一切なかった。これは、本件システムに、破産管財人が債権者に対して随時に情報提供できる機能を設け、適時適切に情報提供を行った結果と考えられる。

## (2) 今後の検討課題

### ア 本人確認

申立債権者は、第二種金融商品取引業の登録を受けており、投資家を勧誘する際、運転免許証、住民票の写し等の本人確認ができる書面による厳格な本人確認をしていた。破産管財人は、当該申立債権者から、このような本人確認を経た破産債権者の情報（氏名、住所、メールアドレス、振込先銀行口座など）を引き継いでいたため、債権者が、上記情報を変更することなく債権届出をするときには本人確認を求めなかった。一方、破産債権者が、情報の変更を希望するときには、第三者によるなりすましの可能性を考え、運転免許証、住民票の写し等の本人確認ができる書面の提出をもって確認した。加えて、配当の振込先口座については、引継ぎを受けた振込先口座又は債権者の氏名と同一名義の口座のみ受け付けた。口座開設の際の金融機関の本人確認が厳格であることを勘案すると、このような方法を取ることにより、本人以外の第三者がなりすまして債権届出を行い、配当を受けるといった事態が生じる危険を相当程度軽減できる。

通常の破産手続ではここまでの本人確認手続を行っていないと思われ、債権届出システムを用いる場合にどこまで厳格に本人確認を求めるかは、今後の課題であると考えられる。

### イ ログイン未了の債権者に対する通知

前記2(2)エ(イ)のとおり、一斉メール送信機能による通知も、現行法上適法であると考え、本件システムへのログイン状況を確認したところ、ログインしていない債権者が一定数いたことから、ログイン未了の債権者に対しては、念のため、破産手続開始通知書、債権届出期間及び債権調査期間に係る通知書、並びに債権届出書等を郵送した。

このことは、メールが届かない、あるいはメールを確認しない債権者が一定数はいたということを示すものと思われ、倒産手続をIT化した場合の通知方法については、このような事態が生じる可能性があることに配慮する必要がある。

#### ウ 債権者の利便性や破産管財人の便宜と、開発費用とのバランス

前記2(2)ア(ウ)のとおり、届出事項に変更がある場合、システム外で対応したが、数名の債権者から、不便であるとの声があった。また、同エ(ウ) iiiのとおり、異議通知は、システムの外でメール送信により行ったが、本件システム上で異議通知も送付できると便利である。

本事案においては、破産財団の負担でシステム開発をすることになるため、開発費用が多額になり、配当原資が減ることを避けるべく、複雑なシステムにはしなかったことから、上記のような問題が生じた。

したがって、e倒産手続システムを構築する場合には、届出事項の変更(名義変更を含む)、疎明資料のアップロード、破産債権者による異議申述、異議通知、未確定債権の管理機能なども、システムにおいて一気通貫で行えるようにする必要があり、これにより債権者及び管財人の利便性が向上することとなる。

本件システムの開発費用は約400万円であったが、破産債権者から一定の評価をされるシステムを構築することができた。開発費用に予算がつき、一定程度の開発期間も確保できる場合には、債権者の利便性を向上させ、かつ適切な債権管理を行えるシステムを構築することは十分に可能であると考えられる。

#### 4 まとめ

本件システムは、現行破産法の定めに従い、破産管財人が、破産財団の負担でシステムを構築した事案であるが、今後、オンラインでの債権届出・債権認否・配当を行う際の参考になると考えられる。

本事案における債権者の声や実際に本件システムを運用した者からすると、仮に債権届出をPDFで提出できるという中途半端なIT化を行うとした場合、却って債権者から不満の声が上がりかねず、また債権者の利便性の低下、及び破産管財人業務の煩雑化を招きかねず、推奨することはできないため、適正な開発費用をかけてe倒産手続システムが構築されることを期待する。

以上